

平成29年9月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月13日(水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成29年9月13日(水) 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成29年9月13日(水) 午後 4時18分
委 員 長	金 子 雄 一
委員会出席委員	
委 員 長	金 子 雄 一
副 委 員 長	永 沼 博 昭
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 野 本 恵 司 矢 島 洋 文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

（秘書室）

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長

佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

（企画部）

企画部長 望月 栄

企画部副部長 榎本 智

企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志

財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・

税番号制度導入プロジェクト課

長 野口 高志

危機管理課長 田島 盛明

（総務部）

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長

清水 洋

総務部参事兼職員課長

山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 武藤 幸二

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開議 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

総合政策課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(企画部参事兼総合政策課長) おはようございます。昨日の中野委員のふるさと納税のご質問で 1 点修正をお願いいたします。

中野委員のご質問の中で、ふるさと納税の一番高い金額とその商品についてのご質問がございました。答弁の中で 120 万円とひな人形で銅製と申し上げました。桐製の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。修正をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

(委員長) そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして本日の議題ですけれども、議案第 51 号 平成 28 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 0 時 0 8 分)



(開議 午前 1 0 時 2 8 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど執行部から説明がございましたけれども、説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(矢島) では、よろしく申し上げます。

まず、全体的なことなのですけれども、不用額について質問いたします。例えば事業が終了して議会に提出するいとまがあるにもかかわらず、不用額としてそのまま翌年度に繰り越しているケースというのがあるのか。要は不用額にするルール、基準、そういったものが全庁的にあるのかどうなのか、お伺いします。

(財政課長) まず、ルールがあるかないかということであれば、ございません。ただ、予算の編成におきましては、大原則はやはり通年予算、

当初予算で組んだものは基本的に補正をしないという、やはりそれは原則があるかと思えます。そういった中で、各事業課が予算を執行していく中で、例えば工事等であるとするならば設計をして入札をかけて、工事執行ということになりますけれども、時期的に不用額がいつ固まるかという問題もあろうかと思えますので、いろいろな歳出の内容によって不用額がいつ固まるかというのが差異があるかというふうに思っております。

（矢島）補正減はしないと、原則。

（財政課長）しないということではなくて、するケースとしないケースがあるかと思っております。

（矢島）どういうルールで。

（財政課長）例えば年度当初に事業費が確定をして、多額の高額な例えば不用額が出たということが判明したとすれば、例えば6月なり9月なりという議会で更正減を出すということはあるというふうに考えております。

（矢島）その場合に幾ら以上とか、そういうルールはありますか。

（財政課長）特段決めはございません。

（矢島）それも各課の判断ということによろしいでしょうか。

（財政課長）はい、そのように考えております。

（矢島）意図的に補正をかけないで、不用額として翌年度に繰り越すというのは、やり方として、意図的にというのが入るのですけれども、会計上どうなのでしょう。別に問題はないのでしょうか。

（財政課長）今おっしゃられたように意図的にというところがどのような意味合い含んでいるかがちょっとというところありますけれども、やはり各課が事業執行する上で、例えば1つのものについては不用が出たと、ところが事業課にしてみれば1つの事業だけ行っているわけではございませんので、ほかの事業で必要な経費が発生する等々もありますので、その場合には流用の財源とするとかというケースもまれにございます。ですので、こちらから意図的に残しなさいとか、そういう指示もしておりませんし、各課の判断に委ねて、まず補正の予算要求が上がって

くれば、それを財政としてヒアリングをしてどうするかという判断を総合的にしているというのが予算の編成過程になっております。

(矢島) 意図的にと言ったのは、そのルール決めがないということは、例えば要は補正減しないとそのお金というのは翌年まで塩漬け状態のような気がするのです。本来だったらそこで補正をすることによって使える予算のはずなのだけれども、補正しないとすることはもう翌年度まで全く手をつけられない、さっき言ったように不測の事態が起きた場合云々というのがあるのですけれども、それも本来は1つの事業が終わったらそれ完結だと思えるのです。何か起きるかもしれないからといってとっておくというのはどうなのでしょうね。不測の事態が起きたら、不測の事態が起きて、やはり補正を上げて承認をもらって事業を実施するというのがやり方のような気がするのです。不測の事態でとっておくのはどうなのかな、まして1年間塩漬け状態の予算をつくるというのはどうなのかなと。翌年度に繰り越して、その繰り越したお金を翌年度で例えば基金に積み立てたりというのも1つ使うということには同じなのでしょうから、そうすると会計単年度主義に反するのではないかなとか、そんなふうにも思うのですけれども、見解をお聞かせください。

(財政課長) どのぐらいの課が意図的かというと、あえて更正減をしないかというのは、実際に検証しているわけではございませんで、各課の判断である程度の不用額が早目にわかった場合には補正で減額の要求が上がってきているものというふうには考えております。

(矢島) おっしゃるとおりなのです。昨年度決算のときに、やはり9月にもう事業が終わっているものだったのですけれども、かなり大きい金額を補正せずにそのまま不用額として残したと。理由を聞いたら、それ工事だったのですけれども、また同じような修繕をしなければならない箇所が出てくる可能性があるから残したという話だったのですけれども、それはおかしいだろうと。やはり1つ終わったらそこで完結させるべきなのではないのと。新たに発生したことについては、やはりもう一度提案をして議決をもらうべきなのではないですかという話はさせてもらったのですけれども、各課まちまの対応、財政サイドとして何かル

ール決めができない理由というのはあるのでしょうかと。こういうふう  
にやっぺいこうよと。例えば100万円以上の不用額については、次の議  
会にいとまがある場合については補正減をしましよととか、そういうル  
ール決めができない理由というのは何なのでしょう。

（企画部長）私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

まず、当然委員のおっしゃるとおり不用額出た場合に、補正減をして、  
その予算をまた、期間もありますけれども、執行できるものというふう  
には考えられる。ただ、現実的には多くの事業が多額に、多額というの  
もなんですけれども、不用額を出す大きな、ほぼほぼ扶助費関係がまず  
多くあります。これ例えば医療費関係ですとそのシーズンによって年度  
末あたりから急激に大きくなると。なかなか見越せない。また、保育費  
なんかに入りますと、最終的に何人入所するかわからない。こういった  
ところがありますので、ここの扶助費関係はいつも12月ごろの補正のタ  
イミングで、私どものほうは事業課のほうにどうなのだという確認はさ  
せてもらっています。

ただ、今申し上げたような形でなかなか事業費が動きますので、確定は  
できない。工事の中で、先ほど修繕関係は確かにそういう傾向もあるか  
とは思うのですけれども、通常の大きな事業でありますと、今事業別予  
算を組んでいますので、その中で当然その事業を執行する中で、当初入  
札した以外にさっきの話ではないですけれども、事業完結までに、実際  
には何が起こるかわからないみたいなところもございますので、ほぼほ  
ぼ確定しない限りはなかなか補正減を出せないというのが現状です。な  
おかつ、工事に関しますと終わる、事業が完了するのが早くて大体12月  
から年度末になるのが、大きな事業になりますとそういう時期がありま  
すので、なかなかできないのかなというのもございます。

最終的に今、ではどういったルールが決められるのかというのがありま  
すけれども、これは決算審査等でも不用額の調査で多額に100万円以上と  
か、10%以上の不用額が出たものを監査のほうへ報告させてもらって  
いますので、1つの目安とするとそこら辺で事業課のほうに財政サイドか  
らなかなか6月、9月で補正減をするというのは難しいかとは思います

けれども、12月、補正前にそういったアナウンスをさせていただいて、単年度主義であるとか、そういった中での財政のルールを守っていきたいと、そういうふうに考えています。

よろしく申し上げます。

（矢島）では、不用額についてはこの辺で。

次です。53ページ、行政事務法律相談事業ですが、弁護士謝礼97万2,000円ということですが、平成28年度何回くらいの相談件数があったのか、お聞かせください。

（総務部副部長兼総務課長）平成28年度は33件の法律相談がございました。

（矢島）弁護士さんはどなたでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）以前代表監査委員を行っておりました大澤弁護士でございます。

（矢島）この方は、行政に精通されている方なのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）私もこの4月で来たので、ちょっと詳しくは存じませんが、先ほど代表監査委員をやっていたということで、行政のこういった事業をやっているとか、そういった仕組みはわかっているのかというふうに考えております。

（矢島）これだけ複雑多様化する行政事務の中で、やはり弁護士さんもそれなりに知識とか経験とか持っていらっしゃる方を選任したほうが、今後のいろいろな訴訟問題についてはいいのかなと思いますけれども、その辺の考慮はしているのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）例えば28年度の相談の内容で言いますと、例えば市営住宅の家賃の滞納とか、あと生活保護費の受給の関係、あと公園駐車場の放置車両といった、そういったものでございますので、実際行政に特化した弁護士という方はなかなか少ないと思いますので、その辺はいたし方ないといえますか、問題ないかなと思っております。

（矢島）97万2,000円の報酬の根拠を教えてください。

（総務部副部長兼総務課長）これは、他団体等も顧問弁護士といえますか、やっておりますので、その辺を踏まえて決定しております。

(矢島) 弁護士さんの契約1年ずつかもしれませんけれども、例えば5年に1度弁護士さんを見直すとか、そういうルールづけというのはあるのでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 昔と違いますか、前まで、平成26年度までは特に弁護士の方決まっておらずで、例えば問題があった課から総務課のほうへ相談があった場合、今まではほかの弁護士の方とかに単発でお願いしておったわけですがけれども、平成27年度から今回のような制度になったということで、今のところまだ見直すといった考えはございません。

(矢島) 次に行きます。

67ページ、上から3つ目の高崎線輸送力増強推進協議会事業、8市2町で組織されているということですが、今現在どんな要望をJR側にしているのか、具体的にお答えください。

(企画部参事兼総合政策課長) 高崎線の輸送力の増強でございますので、例えば、もう実現しましたけれども、東京駅までの乗り入れだとか……

(何事か声あり)

(企画部参事兼総合政策課長) はい。湘南新宿ライン、上野東京ラインの開業を目途に、そういう要望をしておりました。それが実現されたので、今回28年度でこの協議会は一且名前を変更しまして、29年度からまた別の会議になっているところでございます。

(矢島) 決算で恐縮なのですが、どういう協議体になったのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 新しい名前が高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会となりました。

(矢島) 28年度に鴻巣市が例えば協議会に対してこんな要望をしてくれというような意見は出したのでしょうか。もし出したとしたら、どんな意見を出したのかお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 申しわけございません。本市独自の要望は……特に見当たりません。全体として何項目も会議の中で発言をしていますので、ただ本市だけでこういう具体的な要望というものはJR側

にはしておりませんで、協議会の中での会議の中で取りまとめたの要望という形になります。ですので、ちょっと細かいところの部分は今わからない状況です。

(矢島) せっかく小さいとはいえ負担金を払って協議会に属していろいろな要望活動ができるのに、市として意見を提案しないというのはいかなものでしょう。

(企画部長) 質問ちょっとさかのぼってしまうのですがけれども、実は高崎線輸送力というのはもうずっとやっています、先ほど話出しましたけれども、車両が15両以上伸ばしてももうホームが入らない。それから、ダイヤ編成ももう過密状態で、これ以上もう無理だという話がありまして、東京ラインが開通したことによってこれからはやはりお客様への安全とかサービスとか、そういったものに転嫁しようということで、名称が変わってきました。最近の中では、何回か一般質問でも出しましたけれども、北鴻巣に始まりました駅員さんが今まで切符を売っていたのが全部閉まってしまって、それを何駅か当然沿線のがありましたので、申し出をして、そういったことで人を置いてくれないかという要望もさせてもらいました。ただ、なかなかJRですので、こっちが言ったからといってすぐやってくれるということはありません。

最近では、話が出ているのがホームドアの安全性のものだということで、その辺の話も出ております。ただ、ホームドアも結構重量がかかるのと費用が負担が高いということで、まずは南のほうからということで、今回の高崎線に入っている部分ではなかなかやっぱりホームドアまでの話は来ないというのが現状で、ただ流れ的には全体そういう中で出ておりました、今課長が申しあげましたようにこの要望事項をやろうといったときに会として集まりまして、各市から要望もというのも今まではやっていたのですがけれども、ほぼほぼ出切った中では会議の中でどういったものを要望していこうかということで意見統一をしているというのが今のこの協議会の考え方です。委員さんおっしゃるように、負担金を払っていますので、言うことは言うという形でやりたいと思っております。

(矢島) それでは、次に行きます。

その下です。公共施設等マネジメント事業の委託料です。公共施設等総合管理計画策定業務委託料、これですよね、これ。正式名称が鴻巣市公共施設等総合管理計画。これはどのように今後使っていくのかお聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）この計画は、客観的に見ました12評価を用いまして、市内にある公共施設、全施設をどのような状況にあるか、今後どのようにしていこうかというものを客観的に判断するものでございます。ですので、そこに出ました結果を今後所管しています各課、部課と協議を重ねながら、庁内検討委員会の中で今後の方向性等を見出していくというものでございます。

以上です。

（矢島）このネーミングは、どなたがつけたのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）これ国において公共施設の総合的かつ計画的な管理をなささいということで、将来にわたってこれを維持管理していくと、高度成長期後に一斉に公共施設ができましたので、更新等維持管理に多額な費用がかかると、そうすると財政を逼迫してしまいますので、こういうものを計画なささいというのが国の指導といたしますか、お知らせがあったわけですけれども、その中で公共施設等管理計画という名称が、国の中でもそのような名称で取り組みなささいというか、それを使いなささいというわけではありません。計画の中に公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いしますということで、国からまず県通じて、県から市におりてきているわけですけれども、この名称がそのような形で本市ではそのまま使っているというような状況になります。

（矢島）国が言っている管理計画というのはそういうことではないですよ。済みません、言葉が足りなかったです。ただ単に市内の公共施設を同一の指標で評価した、そのことを国は言っているのですか。総合管理計画と呼んでいるのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）国が県を通じてそのような計画づくりを進めなささいという部分については、今申し上げた本市でつくっています

計画、これが全国的に使われている計画と同一のものと考えております。

(矢島) お尋ねします。

計画とは何でしょう。

(企画部参事兼総合政策課長) 一般的に計画というのは、ある目標を将来に向けて目標を立てて、そこに向かうに当たって例えば手法だとか手段、そこまでに至るまでのスケジュールとか、そういうものを総合的に考えるものが計画だと思っております。

(矢島) このどこにそれが入っているのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 一つ一つの施設に今後どうしようということとは具体的には書いておりません。一つ一つは利用検討であるとか更新検討だとか、用途廃止だとか、そういう分類に分けておりまして、市内の公共施設全部を捉えた上で目標として18.6%削減しようというのが目標となっておりますので、そこに向けて内容を考えていく、そういうものだと考えております。

(矢島) 国がこういう計画をつくれと言ったから、こういう名称で計画をつくったのだということですがけれども、これはただ単に同一の指標で評価した計算結果にすぎない。この計画書策定者の意思がどこにもないですよ。あちこちに言いわけがいっぱい書いてありますよね。このとおりにいくのではないよというような。あちこちにありますが。これに従って進めるわけではないのだよと、このとおりにやるのではないよという。表現は悪いかもしれない、打ち消し表示。全商品50%引き、下のほうにただし4万円以上の商品に限る、それに近いかなと。

何が言いたいかという、行政がやっぱり勘違いしてしまうようなことはしないほうがいいのではないかと。これただ単に調査結果にすぎないのであって、作成者の意思もないし、それ目標もないし、だから勘違いする人が出てくる。このとおりに進めるのではないかなと思う人が出てきているような気がします。一般質問を聞いていても、これに書いてあるとか、これによるととかということが出てきてしまうのはそういうことなのではないかな。誰か1人ぐらい名称が変だよなと思った人はいなかったのかなと。私は全然これは計画書の体をなしていないと思ってい

ます。担当課としてどういう。

（企画部参事兼総合政策課長） 厳しいご意見ありがとうございます。まず、名称のことに关しましては、埼玉県内全ての市町村はこの計画を策定している中で、ほぼ9割以上の市町村はこの名称を使っております。例えばさいたま市であれば公共施設マネジメント計画、熊谷市であれば公共施設アセットマネジメント計画という名前で同じようなものをつくっております。逆にアセットマネジメントとかマネジメント計画、それもちょっとそれだけをとったらわかりづらいのではないかなと。そうであれば、全国的にこの名称を使っていますので、この名称であればなじみというか、そうは見ない、一般市民の方がなかなか見ないでしょうけれども、統一された名称であれば多少時間をかければわかっていただけるのかなというふうに思っております。

計画として体をなしていないというところですが、これをつくってこれで終わりというわけではなくて、先ほど申し上げました庁内においては総合管理計画の庁内検討委員会、その下部組織で調査部会というのを設けまして、一つ一つの公共施設を見直しをこの計画に基づいて今後のあり方というものを検討しております。全くこれをつくってその後何もしていないとか、そういうものではございません。

以上です。

（矢島） すばらしい計画を期待しています。

これから質問することはまことに失礼な質問で、私最初におわびをしてから質問させてもらいたいですけれども、高くないですか、これ。金額。460万というのは。本来だったら、これこれこうだから高いのではないかというべきなのですけれども、私の勉強不足でまことに申しわけないのですけれども、高くないですか、これ。460万。と、これは何部つくったのか。何部作成したのか、お聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長） 高いかどうかというのは、決して金額についていろんな計画書を市では、総合振興計画もそうですけれども、その後の部門別計画もそうですけれども、さまざまな調査結果、調査内容、内容によって金額が変わってくるものと考えております。部数について

は、ごらんいただいておりますが、職員の手づくりでございますので、今の段階で、ただ発注していれば何部とわかるのですが、申しわけありません。その辺は。

(矢島) 先に言われてしまいました。印刷製本費がないので、どうしたのかなと思ったのですけれども、わかりました。次に行きます。

79ページ、中ほどの職員健康管理事業の委託料です。職員が健康診断を受けて、例えば再検査ですとか、そういうことが起きた場合の指導というのはどのように行っているのでしょうか。再検査に向けての指導はどのように行っているのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 職員の健康診断結果について、要所見とコメントがあります。そのコメント内容を産業医のほうにごらんをいただきまして、その中から再検査をしたほうがいいたらというのを絞ります。その方々に直接受診の勧奨の通知を差し上げまして、再検査をしていただくようお願いをしております。

(矢島) 再検査を受けた職員は100%なののでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 再検査の通知を受けた職員のうち3割程度です。再検査を受診して職員課のほうに報告をいただくようにはしておりますけれども、3割程度となっています。

(矢島) 大変優秀な、貴重な人材です。3割、いいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 職員課の立場としましては、100%受診して、その後の治療の継続とか、そういった点もつなげてほしいとは考えておりますけれども、毎回職員の健康診断のコメントですとか各数値、1年置きに、毎年毎年やっているわけですけれども、同じ数値が毎年出ていると職員本人もなれてきてしまって、コメントも同じようなコメントが出ているとかというような認識が強いのかなというふうに考えております。そういった受診の率等を産業医のほうにも話しましたところ、毎年同じコメントが出ていてもこれが何年も続くと負担がどんどんかかってくるということを認識してほしいという言葉もありましたので、その辺も衛生委員会だより等を通じて職員のほうに伝えていきたいというふうに考えております。

(矢島) 職員が要検査なれしてしまっているということもあるのでしょうか。けれども、ほかに再検査を受けない理由というのは何かアンケートなりとったりとかして把握はしているのでしょうか。何が言いたいのかといいますと、例えば仕事が忙しくて休めないとか、検査に行けないとか、職専免ですよ、職専免がとりづらいとか、そういうことはあるのか。やはりそういうところまで把握する必要があるのではないかなと思うのですけれども、見解を伺います。

(総務部参事兼職員課長) 委員おっしゃるとおり、そのようなことが可能であれば理想であるとは思いますが、やはり職員の個々の考え方というか、病気についての捉え方もある中では、100%持つていくのは難しいかなとは思っておりますけれども、勸奨については所属長を通じて案内をしております、所属長にも自分のところの職員がそういった対象だというのは把握してもらっております。そのような中で、職専免ということで要再検ですか、等の対応もしておりますので、アンケートについてはちょっと個人的な問題もありますので、研究はしてまいりたいと思っておりますが、現状では産業医のそういった言葉を伝えまして、意識を変えていただくように努めていきたいというふうに考えております。

(矢島) 再検査全員受けることが理想、違うと思います。100%受けることはマストだと思います。だって、職員というのは市民から職務を負託されているのですよ。やっぱり何か意識が足りないのかな。それを理想というのはちょっと私は理解ができませんけれども、やはり3割しかいないということは重大なことだというふうに受けとめて、100%になるように何か方策を立てる必要があると私は思いますが、見解を伺います。

(総務部参事兼職員課長) 先ほど理想という言葉が私の100%は無理かなという気持ちから出てしまいましたけれども、委員さんおっしゃるように本当に100%できることが一番、これ最低目標かもしれませんので、それに向けて考えてまいりたいと思っております。

以上です。

(矢島) では、次に移ります。

87ページ、一番上の平和事業の負担金です。日本非核宣言自治体協議会負担金。この手の負担金としては6万円というのは結構いい金額だと思うのですが、この活動内容、事業内容についてお聞かせください。

(自治文化課長) 日本非核宣言自治体協議会、本市は平成13年の4月に加入をしております。現在会長につきましては、長崎市長が会長を務めておりまして、ご質問の主な活動についてでございますが、総会研修会、それから原爆展等のパネル資料の配布、それから被爆アオギリ、それからクスノキ、こちらの配布、それから非核宣言自治体等に関する調査、それから情報発信等を行っております。

なお、蛇足でございますが、本市につきましてもパネルにつきましてはこちらの団体からいただいたものを展示しているものが一部ございますし、被爆のアオギリ、それからクスノキにつきましてもせせらぎ公園のほうに定植をしている状況でございます。

以上でございます。

(矢島) 協議会として、例えば今北朝鮮がミサイルを発射したり、核実験をしたり、そのことに対しての抗議なりは行っているのでしょうか。

(自治文化課長) お答えいたします。

9月4日付で日本非核宣言自治体協議会といたしまして、北朝鮮民主主義人民共和国国防委員長、それから朝鮮民主主義人民共和国国連大使宛てに抗議文の送付を行っております。

以上でございます。

(矢島) 関連してで申しわけないのですがけれども、本市も非核平和都市宣言をして、自治体の長として北朝鮮に対して例えばミサイルの件、核実験の件について抗議なり考えの表明をしたのか、しなかったのか。したとしたり、いつどのような形でというのをお聞かせください。

(自治文化課長) お答えいたします。

鴻巣市単体といたしましての抗議というのは行っておりません。理由につきましては、こちらの日本非核宣言自治体協議会を通じまして、322今入っているのですが、が連帯して抗議を行ったという形でございますので、この抗議を通じて鴻巣市の部分について表明はできている

というふうに認識しております。

以上でございます。

(矢島) 先ほども言ったのですけれども、非核平和都市宣言をしている自治体の長として、協議会の中の一員として抗議をしているから、抗議はしないということですが、では例えば322の自治体の中で独自で抗議をしたという自治体が何自治体あるのかというのはわからないですよ。もしわかったらで……。

(自治文化課長) 申しわけございません。私ども自治体が抗議したかどうかというのが、新聞報道でしかちょっと入手ができていないのですけれども、私のほうで知り得ている段階ですと埼玉県内ですと所沢市であったり、狭山市、それから昨日の新聞だと川越市だったかなと思うのですが、ここを私のほうは認識しております。この団体につきましては、逆にこちらの非核宣言自治体協議会のほうには加盟をしております。埼玉県内では4市が加盟をしている中で、私が認識しております所沢、狭山、川越というのはこちらに入っていないということも含めて単体の協議があったのかなというふうにも考えられます。

以上でございます。

(矢島) では、次に移ります。

その下、一番下ですが、表彰事業。この表彰事業費の中にちょっと……済みません、聞き方違いますね。鴻巣市では職員表彰というのはあるのでしょうか。あるとしたらどういった表彰の内容なのか、お聞かせください。

(秘書課長) 職員表彰、鴻巣市でも実施しております。今勤続年数ということで20年、それと30年、この表彰。それとあと、他の模範となる、そういった功績表彰の、そちらの2本立てといいますか、それが今実施しているところでございます。

(矢島) 平成28年度に功績表彰受賞者はいたのでしょうか。

(秘書課長) 28年度はございませんでした。

(矢島) なかなか職員もお仕事が大変で、なかなか褒められることがない中で、できるだけハードルを下げるといふか、入り口を広くといふか、

して、職員にやる気なりを与えられるような、表彰規程の見直し、ちょっと大きく出てしまったのですけれども、表彰規程の見直し等は今後考えられるのかどうなのか、お聞かせください。

（秘書課長）功績表彰につきましては、今委員さんがおっしゃるとおり門戸を広くする、幅広く、人数を多くするという考えがある一方で、やはり表彰の価値というか、そういったものがありますので、その辺のバランスというのがすごく難しいなというふうには考えております。

ちなみに、28年度はゼロだったのですが、今年度も29年度表彰しております。功績表彰者7名表彰しております。その内容といたしますのが女性消防団、これが27年ですか、全国の操法大会で第4位に入った。1人の職員が優秀賞を受賞したという実績がありまして、その後の女性消防団としての設立にも、その実績踏まえた後でこの活動も通じてそういう団の設立にも貢献したということで表彰している実績がございます。

以上です。

（矢島）ありがとうございました。

それでは、最後の質問です。211ページ、一番下です。検査費庶務事業。ここで質問していいのかちょっと何とも言えない部分はあるのですけれども、委託業務成績報告書というのをつくっていると思うのですけれども、これで監督員ですとか検査員が点数をつけて評価をしていますね。この目的についてお聞かせください。どういう目的でこれをしているのか。この事業というか、この評価をしているのか、その目的をお聞かせください。

（契約検査課長）工事のほうにつきましては、工事業者につながっておりますが、業務委託につきましては特に表彰とかがございません。そういう面では言いますと、業者さんのほう点数によってモチベーション上げていただくとか、この後の技術的なレベルアップとかを図っていただくために評価をしているものと考えてございます。

以上です。

（矢島）点数というのは公表しているのでしょうか。

（契約検査課長）対象の業者さんには返しておりますが、表には出して

いないです。

（矢島）例えばこの点数が悪い、例えばEをとる、そんな点数をとった場合に、次の仕事への影響というのはどういうことが考えられるでしょうか。

（契約検査課長）例えば工事のほうですと、70点以下の点数をとりますと、その後2年間入札等に参加できなくなってしまうかもしれませんが、業務委託についてはこういう決めはございませんので、点数が悪くてもそこで特に影響は出てこないと思います。

（矢島）AからEの28年度の件数をお聞かせください。

（契約検査課長）申しわけありません。今手持ちにちょっと資料がないものですから、少々時間いただければ用意できます。

（矢島）では、それがなくてもちょっと質問できるので。

工事のほうですと、2年間仕事を受けられない。委託のほうは大丈夫ということ。ただ単に業者のモチベーションのためにこの作業をしているのはちょっとどうなのですか。何のためにやっているの、業者のモチベーションのために、そうですか。これEでも大丈夫なのですか。例えば2年間仕事が請け負えないとかということにはならない。

（契約検査課長）特に決めはございません。

（矢島）考え直す気はないのでしょうかというか、劣る評価をもらった業者を引き続きすぐれている方と肩を並べられるというのはどうなのでしょうね。どうも納得ができない部分があるのですけれども、工事と同じような形で、せつかく大変な時間と労力をかけて評価をするわけですから、ただ単に業者のモチベーション、それも大変重要だとは思いますが、それ以上に鴻巣市が業務を委託した事業についてはいいもの、劣るものではなくていいものを成果として上げてもらうためには、そういったことは考えられないか。やはり工事と同じような考え方がとれないかどうか伺います。

（契約検査課長）工事のほうは表彰に関する要綱等がございますが、業務委託は現在ございませんので、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

(矢島) 終わります。

(委員長) 今の質問の中で、資料か何か出されるのですか。何か今持ち資料がないと。

(AからEのの声あり)

(委員長) 件数ね。

(何事か声あり)

(委員長) はい。それをちょっと午後答えてもらって。回答お願いします。

(野本) それでは、私も政策総務に移らせていただいて初めての決算を迎えさせていただくので、いろいろとわからないことも多いので、伺いたいと思います。

53ページからお願いしたいと思います。53ページ、一番下で、行財政情報収集事業というのがありました。161万。これに関しては、さまざまな情報を収集するというふうに伺ったのですが、その内容はどのような情報収集をして、どのような活用をするのかを教えてくださいたいと思います。

(総務部副部長兼総務課長) これは、説明の中でちょっとご説明申し上げましたのは、通信社ということで時事通信社の「iJAMP」というサイトで職員が見られるようになっております。例えばの例としまして、例えばことしも人事院勧告が8月8日にございましたけれども、その「iJAMP」の中では8月3日に例えば勤勉手当が0.1月上がるとか給料が0.15%引き上げるとか、そういったものが事前に情報として入手することができます。ほかには、これもちょっとことしの1月の17日なのですがけれども、市長らの賠償に限度額という見出しで、総務省では実際の交付金システムをめぐる住民訴訟制度で、市長や職員に過大な賠償責任が課せられるケースがあることを踏まえて、個人の過失が軽い場合には自治体が賠償の限度額の設定をできる規定を検討する、検討に入ったというふうに書いてあります。それを受けて、地方自治法が改正になりまして、ことしの6月9日に公布されたのですけれども、それが32年の4月

1日に施行されると、そういった情報も事前に入手することができまして、その対応を多少早目に検討することができる、そういったことは効果があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

(野本) ということは、ニュースみたいなことと認識すればよろしいですか。

(総務部副部長兼総務課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) そうすると、この時事通信社を選んだということ、ほかにもいろいろある中でここを選んだのか、それともここしかやっていないものなのかというのはどうなのでしょう。

(総務部副部長兼総務課長) もともと官庁速報という、ほぼ行政に特化したいろいろな情報が載ったものが紙で受けていたわけです。それですと紙ですので、1部しか当初購入しておりませんでしたので、例えば部長級とか回覧すると情報が最後の部長に届いたときは大分遅くなってしまふと、そういった意味ではインターネット、職員誰でもアクセスすればより迅速に、またいろんな情報も入手するという、そういった観点からこの時事通信社しかやっておりませんので、そういったところで紙からインターネットへと引き継いだところでございます。

(野本) わかりました。そうすると、多くの職員が利用できるということなわけですね。

(総務部副部長兼総務課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) では、ついでに聞きますと、どのくらい活用されているというふうに思われますか。

(総務部副部長兼総務課長) 済みません、ちょっとデータ古くてあれなのですが、昨年8月現在324名が登録して見られるような状況になっております。

(野本) わかりました。では、次の質問をさせていただきます。

57ページの、55ページから広聴広報が始まるわけですが、よく広報活動についてはいろいろな機会に質問だとかに出されるのですが、鴻巣の場合広報広聴課ではなく、広聴広報課であるということにこだわって

いるというふうに大分前に聞いたことがあるのですが、広聴、要するに聞くことから始めてということだというふうに言われた認識私もしたのですけれども、聞くということが広聴広報課には最も大切な部分だということで、この歳出の中を見ていくとどちらかというとお知らせすることが大半で、聞くということは4万4,723円なのかなというふうに見られるわけですが、その点について広聴の意義、それとどのような重要性をそこから見出しているのかというのを伺わせていただきたいと思えます。

（秘書課長）広聴業務の内容ということでございますけれども、確かに予算化されている、予算を持っている事業として市長への手紙、メールというのが今決算書にも出てきていると思うのですが、それ以外として実際にお金がかからない事業になるのですけれども、市長がいろいろなサークル活動ですとか、あと企業に出向いて、当然市長からの発信もしますけれども、そこでいろいろな要望を聞いたりとか意見を聞いたりとかという市長オフサイド訪問という事業をまず行っております。それと、これうちの事業では直接ではないのですけれども、平成26年度から自治会長と課長級職員との地域懇談会、こういったものも今まちづくり報告書ということで、市民の意見や考えを行政に伝える場が確保されているという市民割合という市民アンケートをとっているのですけれども、その中の項目としてうちのほうはカウントしているのはそういった事業も含めてカウントをしているところでございます。

以上です。

（野本）いろいろな機会に懇談をしたりしているということですが、私の感触ですと懇談をする中でも伝えるほうが多いのではないだろうかという気はするのですが、この市長の手紙とかメール事業はどのように対応されていて、例えばどういうことが市の行政活動に生かされているかということは何か事例があるでしょうか。

（秘書課長）市長への手紙、メールにつきましては、実績として28年度が手紙が41通、メールが124通、合計で165通いただいております。こちらのいただいたものにつきましては、いろいろな多様な業務にわたるも

のが来ますので、当然そこの担当部署のほうにはお知らせをさせていただいて、その後回答が必要なものについては市長名で回答をしているところでございます。

分野別になりますけれども、多いものとしてやはり環境整備、それと保健福祉、医療部門、それと教育文化等が多い項目になっております。

以上でございます。

(野本) わかりました。

その項目の一番下のホームページシステム事業についてですが、これに関してはホームページがリニューアルされて、大分見ばえがよくなっていると思いますけれども、利用度といいますか、アクセス数ですとか、その推移は。リニューアルによってどう変わっているのか伺いたいと思います。

(秘書課長) ホームページのリニューアルですけれども、平成28年の3月から現行のシステムになっております。それで、27年度と28年度のアクセス数を比較しますと、27年度が1年間で119万6,515のアクセスがありまして、これが27年度です。27年度お尻に3月が新しいシステムになってしまいますが、27年度のアクセス数がその数字で、28年度、これ新システム、1年間でございますけれども、110万5,234件。若干微減しておりますけれども、ほぼ横ばいということで、アクセス数が急に伸びたとか急に減ったとかという影響はないのかなというふうに考えております。

(野本) リニューアル、これはホームページシステム事業はリニューアルとはかかわらない費用ということなのではないでしょうか。ホームページシステム事業というのは、運営みたいなことでよろしいですか。

(秘書課長) リニューアルにかかる費用といいますか、新しい現状のシステムを使うに当たっての費用ということで、当然今現行新しいシステムを使うための費用ということで、それがこのシステム事業の額となっております。

(野本) これは、リニューアルの前の費用とは、そうすると基本的には同じような形になるのでしょうか。

(秘書課長) 前回のシステムの総額でございますけれども、約1,800万円ぐらいの数字でございます。現状のシステムにつきましては、約ですが、2,200万円ぐらいの額になっております。500万弱。400万ちょっとの増加にはなっております。

以上です。

(野本) 外見上はホームページを利用した情報伝達という部分ではアクセス数は伸びてはいない、微減ということ、費用はかかっているというふうに受けとめざるを得ないわけですけれども、これに対しては担当部署としてはどう捉えるのでしょうか。追加して言うならば、これで目的は果たしているあるいはまだまだではないかとか、そういうような何か、要はホームページってアクセス数ぐらいですよ、何か評価なるのが。その点については伸ばそうということはあるのか、あるいは特に何もないのかと。

(秘書課長) 今現状の年間100万という数字が客観的に見て多いのか、少ないのかというのもちょっと、自分たちが判断するのはなかなかちょっと難しいと思うのですけれども、参考に今まちづくり報告書でアクセス数というのをずっと公開しているわけなのですけれども、これが行政評価の中の成果指標の1つ、アクセス件数というのを定めておりますけれども、これが今5次の後期の初期値、これ22年度の数値なのですけれども、これが62万4,000少々という数字だったのです。それが年々アクセス数ふえておりました、100万を突破したのが25年度です。25年度から100万を突破しまして、今横ばい状態になっているということで推移をしております。日ごろやはりホームページにつきましては市民の皆さんを初めとして閲覧する側がやはり見やすいもの、それとやはり最新の情報といえますか、やはりページの更新というところをしていかななくてはいけないのかなというふうには今こちらとしては考えております。

以上です。

(野本) 例えばアクセス数がどうなのかというのは、年度ごとの推移というのもありますけれども、近隣の自治体がどのくらいホームページの活用、アクセスがあるのかというのを調べれば若干わかるのかなという

ふうにも、比率ぐらいはわかるのかなというふうにも思います。私もホームページは時々アクセスして見ていまして、見やすいし、見て気持ちのよいホームページだなというふうには感じます。ただ、1つ自分でもうひとつかなと思うのは、スケジュールが余り充実していないというか、余りと言ったら褒め過ぎぐらいにスケジュール充実していないと思います。先のイベントだとか、十分載っていないのですが、その管理はどのようなになっているのでしょうか。

（秘書課長）スケジュールにつきましては、一応おっしゃるとおりなかなか充実していない部分といたしますか、そういう認識は確かに持っております。今後その辺よく注視しまして、管理していきたいと思います。以上です。

（野本）スケジュールについては、どこの。以前聞いたときには各、それは前のシステムかもしれないのですが、各担当部署が入れ込むというふうなことを聞いたことがあったと思うのですが、今もそうなのでしょうか。

（秘書課長）こちらのページにつきましては、基本的にどのページもそのようなのですが、基本所管課のほうで入力作業をしていただいて、それを最終的には秘書課のほうで承認をして公開をするという手順になっております。

以上です。

（野本）ほかの事業でしたけれども、ウォーキングポイント事業でポータルサイトのこのす広場をつくっていますよね。要は市民が求めているというのは、これを見れば全部がわかるというのが理想的で、このす広場がまだつくって時間がそれほどたっていないこともあるのかどうか。ポータルサイトと言っただけは変なくらい充実していないのではないかと思うのですけれども、そういう意味では鴻巣市のホームページが一番網羅できるのではないだろうかというふうに思うので、観光協会だと観光に関することだけですし、商店街がやっているものとかというのはそれぞれそのものであるので、市全体を包括できるものというとなればやっぱり鴻巣市のホームページになるのだろうかというふうに今現状は思うので

す。そういう中では、やっぱり行政に関する情報だけになるのかもしれないけれども、少なくともスケジュールは充実していただきたいなという思いがあって今の質問をさせていただきました。先ほど今後努力していただくということなので、期待をさせていただきたいと思っております。

では次に、61ページの本庁舎改修事業について伺いたいと思います。大分今回の時間をかけて、1年以上かけてやった改修は大がかりで、しかも大変いい改修であったのではないかなというふうに思いますけれども、ここに出てくる決算額の、我々目に見えている改修と、あと目に見えない部分の改修があるかと思うのですが、その辺をちょっともう一度説明をいただければなというふうに思います。

（財政課長）今回の改修につきましては、まず本庁舎の耐震にかかる部分が大きなものとなっております。それと、その耐震改修に合わせて、こちらの大会議室のほうもごらんになっていただけるとわかるかとは思いますが、きれいに改修のほうをしております。そのほかに大きな部分としましては、給排水の関係でトイレ、湯沸かし室、この辺が大分きれいになったかなと思っております。ですので、この予算ではないのですが、光熱水費等が例えば照明灯のつける間隔がかなり小さいエリアでつける、消すができるようになりましたので、電気代が節約できたりとか、あるいは水回り、トイレの関係だとかを新しくしていますので、水を使う量がかなり減って、光熱水費が減ったというような形でリニューアルができたのかなというふうに思っております。

（野本）本庁舎ネットワーク再構築業務委託料というのが結構改修工事の次に大きな額になっておりますが、これはどのようなことをされているのでしょうか。

（財政課長）こちらにつきましては、本庁舎内に所管としましては情報システム課の所管になるのですが、基幹系のネットワークと情報系のネットワークという2つのネットワークが今本庁舎の中にございます。こちらの機器が恐らく7年以上経過したことによって、ハードの部分、サーバーと言われる部分ですとか、各フロア内の天井裏にネットワ

ークのケーブルが通っております。こちらの構築をするための業務委託、それと先ほどのサーバー類のO A 機器ということで購入をしたものとなっております

(野本) 69ページの下の方にもネットワークシステム事業が出てきますが、これとは全く、通常の運営のものと工事をしたものというふうな違いでよろしいわけですか。

(財政課長) 委員さんおっしゃるとおり、69ページのネットワークシステム事業につきましては、既に構築されているものを運用に関する経費ということになっております。そのもともとのハードの部分を本庁舎の耐震改修工事に合わせまして行ったというのがこちらの予算になっております。

(野本) わかりました。

では、そのまま関連して69ページのネットワークシステムの関係で伺いたいと思うのですが、セキュリティー対策事業というのがその下にあるのですが、これは今回の市役所の改修とかにあわせてやったものもあるのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) セキュリティー対策の事業につきましては、既存のシステムに関する費用でございまして、耐震改修の工事に関して特に改修等を行ったものではございません。通常やっているものでございます。

以上でございます。

(野本) セキュリティー対策は、ここに出てくる、69ページの一番下のところと繰越明許がありますけれども、これは今回耐震とは無関係で、新しく始めたこと、新しくといいますか、何かシステムを変えたということ伺っているのですが、それはこのことなのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) セキュリティー対策事業の繰越明許分につきましては、国、総務省のほうの指示がございまして、ネットワーク、インターネットとL G W A N 環境を分けましょうとか、ほか2点新たに制度が変わるといふ形の改修につきまして行った事業でございます。具体的に何を行ったかといいます

と、繰越明許費の委託料につきましては自治体情報セキュリティー強化対策事業としまして、情報系ネットワークの分割、L G W A N 接続系とインターネット接続系の分割を行いました。また、個人番号を利用する業務システムのアクセス制御強化としまして、端末ログインする際に2要素でログインするような方法に改修をしております。

また、ハードウェア、備品の購入としまして、2要素認証に伴いまして、まずソフトウェアのほうを購入させていただきました。また、ハードウェアとしまして、情報系ネットワーク分割に伴いまして、サーバーの機器、あとは地方税電子申請、e L T A X、端末への2要素認証の導入に伴いますサーバー機器等の導入を行いました。

以上でございます。

（野本）このことによって、セキュリティーはかなり強化されたということなのでしょうか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）このインターネット環境とL G W A N 回線の環境を切り分けたということで、外部からのアクセスで攻撃を受けるリスクであったりとか、インターネットメールの添付ファイルによりますウイルス感染、これにつきましてはかなり現状よりはリスクは減ったと思います。

また、インターネットの接続につきましては、従来鴻巣市から直接インターネットの世界に出るような設定になっておりましたが、この改修の際にインターネットに出る際には埼玉県セキュリティークラウドというところを一度通らなければ外の世界に出られなくなりました。これによりまして、さらに埼玉県が構築しましたセキュリティークラウドの中でのセキュリティーのレベルが高くなっておりますので、その部分と、また本市独自のセキュリティー、ウイルスのチェックのソフトなんかも入っておりますので、ダブルチェックをするような形になっておりますので、従前よりはセキュリティーにつきましてはのレベルは向上しているものと考えております。

以上でございます。

（野本）行政情報の機密保持なんかには大変役立っているかと思うので

すが、逆にそれが業務の妨げとは言わないけれども、スムーズな業務進行がしにくいとか、そういうようなことはないのでしょうか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）今委員さんのおっしゃるとおり、インターネット、今までは自分の使っているパソコンのブラウザをクリックすればすぐインターネット見られました。でも、改修後につきましては、県のセキュリティークラウドを通る関係で、まず画面の切りかえ、リモートデスクトップサービス、RDSという機能を使いまして、まず埼玉県ネットワークというか、セキュリティークラウドを通るための手続で、ワンクッション作業が多くなりました。埼玉県につないで例えばヤフーのトップページが見られるまで、今まではダブルクリックすればそこへぼんと自分のID入れれば上がったものが若干時間がかかると。設定当初は2分ぐらいかかって業務に支障があるという申し出があって、職員からもかなり不評でございました。それを受けまして、改修ベンダーのほうにもう一度中身、設定を見直していただきまして、いろいろ作業工程でいろんな画面をパソコンのほうで踏んでいくところ、省略できる部分は省略していただきまして、処理時間としましてはかなり短くはなったと思うのですが、単純に自分のパソコンからクリックしてぽっと外に行くのとは違いまして、今多分30秒ぐらい画面が出るのにかかると。2分から30秒になったので、幾らかはよくなっていると思うのですが、ただ窓口とか電話対応でお客様に30秒待たせるといのはどうなのということもありまして、また接続のスピード等につきましてはまだ検討している状況でございます。

以上でございます。

（野本）今後も改善されていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）今後もベンダーとうちのシステムの内容をもう一度精査しまして、できる部分は時間の短縮できるように努力はしていきたいと思っております。以上でございます。

（委員長）野本委員、質問まだ。

(野本) まだまだありますけれども、もうちょっとやったらお昼になってしまいますよね。

(委員長) でも、もう一問ぐらいですね。

(野本) そうですね。

(委員長) お願いします。

(野本) 午前の質問は。

では、させていただきますが、63ページ、今のページからはちょっと戻ることになってしまいますが、項目としては次の項目で63ページ、低燃費、低公害車購入事業というのが5台分ということで説明がありました。低燃費、低公害車に要するに車両を切りかえていく、順次やっていくその一環なのか、これは単に5台だけかえるというだけのことなのか。要は今後は全部の車両をかえていくとか、そういうような方針について伺いたいと思います。

(財政課長) まず、この事業の名称なのですけれども、低燃費、低公害車ということで、一般的に想像されるのが恐らく電気自動車だったり、水素自動車、あるいはハイブリッド車ですか、というものを想像されるかと思うのですけれども、実際にはこちらは燃費基準の達成車あるいは低排出ガスの車ということで、実は皆さんが想像されるようなものではないのです。一般的な環境基準に適合した車を買うということで、今後も計画的に老朽化した車両を入れかえていこうとするような事業になっております。

(野本) そうすると、数的には車両、公用車の入れかえ事業みたいな感じで理解すればよろしいということですか。

(財政課長) はい、そのように考えております。

(野本) では、いいですか。

では、次の65ページで上から3段目の総合教育会議運営事業というのがあります。私は、文教福祉にずっといたので、この会議が今まで委員会に出てきたことがなくて、名称は知っていたのですが、ここにあったのだということがわかりまして、この会議の内容について伺いたいと思います。

(企画部参事兼総合政策課長) 平成28年度につきましては、1回開催しています。28年6月16日でございます。協議内容につきましては、鴻巣市立小中学校適正規模及び適正配置についての中間答申ということで、通学区域の見直し、小中一貫教育の推進、小学校の適正配置、そのほかに(2)番目としまして宮地1丁目の通学区域の見直し、あと3番目としまして放課後児童クラブの設置状況について協議を行いました。

以上です

(野本) それのメンバーについて……。

(企画部参事兼総合政策課長) 委員としましては、市長と教育長、教育委員ですね、5名。全体で6名でございます。

(野本) この総合教育会議の扱う内容というのは、今回は適正規模だと思うのですが、どういうふうにもその範囲を……。

(企画部参事兼総合政策課長) 毎年度教育委員会と随時協議をさせていただいて、相互に教育に関する課題もしくは今どういう状況で流れているかという、そういう部分について総合教育会議の中で協議をするような形になっております。

(野本) 前回は1回だったということですがけれども、回数とかはどのような形になっていきますか。

(企画部参事兼総合政策課長) 具体的に何回開催しなさいという規定はございません。その年度年度で決めております。29年度につきましても、この後開催する予定になっております。

(委員長) それでは、午前中につきましてはここまでということで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、契約検査課長のほうから発言を求められていますので、これを許可いたします。

(契約検査課長) 午前中の数字でちょっとわからないところがありまし

て、大変失礼いたしました。210、211です。業務委託の成績点数の分布ということでお話がありました。平成28年度全部で16件評定しております。A評価ゼロ件、B評価が6件、C評価が10件、D、Eがゼロでございます。

以上でございます。

（野本） それでは、65ページの定住促進事業について伺いたいのですけれども、鴻巣市は人口が今周辺の市と比べれば減少傾向にならないようさまざまな工夫をされていて、これもそうであるというふうに見られます。ただ、市内を中身をのぞいていくと、地域によって特に人口が減っている地域、地区、またちょっとふえている地区とあるわけですが、この定住促進事業についてはどこをふやそうとかという目標みたいなものはあるのでしょうか、それとも市全体だけを見ているということなのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長） まず、市全体の人口というところは考えております。地域によってといたしますか、調整区域なり市街化区域、区画整理事業を行っていたり、いろいろな状況ですので、どこということではなくて市全体の人口をふやしていきたい、維持していきたいというふうに考えております。

（野本） 市全体をふやしていきたいということだろうとは思いますが、でもふえる可能性のあるところ、あるいはふえる要素のあるところというのはある程度限られているのかなというふうに思うのです。本会議でも質問のやりとりがあったかもしれないのですが、特に後を追ってというか、この事業によってどこに住んでいるというのは把握はできているのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長） 定住促進事業としましては、3世代住宅取得補助金事業がありますけれども、これにつきましてはどこの地域に住んでいるというのは把握はしております。結婚新生活については、アパートなり低所得の方、持ち家ではないと思います。その部分についてはまだ把握しておりません。

（野本） 今後の政策として、やはり人口が特に減って地域として困って

いるところとか、そういうところを把握して力を入れていくということは考えがあるでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）今後の定住促進事業についていろいろ制度の見直しはあろうかと思えますけれども、どこの地域を人口をふやそうとか、そういうところでの考えでは今なく、やはり市全体としての考えでいきたいと思っています。

（野本）地域によっては人口が減って困っているというところも出てきていると思うのですけれども、そういうところのすくい上げというのはどういうところで、すくい上げと言ったらちょっと変だとは思いますが、以前私も一般質問で市内の人口の偏りについて出させていたことはあるのですけれども、減っていくところになかなか歯どめができないという地域、地区があると思うのです。そういうところを意識した対策というのが、この定住促進事業そのままではないかもしれませんが、総合政策課として今後考えていけるのかどうか伺いたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）先ほど申し上げましたとおり、それぞれ調整区域なり、市街化区域なり、それぞれの区分がありますので、その辺も含めまして制度を変えていくときに市内の状況は見てみたいというふうには考えております。

（野本）わかりました。

次に、67ページで、先ほど矢島委員も質問しました高崎線輸送力増強推進協議会の事業について1点伺いたいのですけれども、高崎線の課題としてはおくれというものが非常に目立つと思うのですけれども、それについて扱われたことはありますか。

（企画部参事兼総合政策課長）今委員のおっしゃるとおり、そういう部分も含めて、そのほかに混雑緩和、車両編成の増加、運行本数の増とさまざまな要望はしているところです。

（野本）今のはおくれもあるということですか。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後1時08分）

◇

(開議 午後1時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) おくれというのが非常に時間を、電車によって時間正確に移動できないという市民の声は多いのだらうと思いますので、ぜひともそういうところも要望に含めていただきたいというふうに思います。

次に、71ページが一番下から始まります芸術文化振興推進補助事業、芸術文化にかかわる自治文化課の事業が幾つか続いていくわけですけれども、1,000万円を文化振興事業費補助金として施設管理公社に出しているという事業でございますけれども、この成果については施設管理公社の報告書というのは我々議員も見せていただくわけですが、それに対して市はどのような指導ですとか意図伝達というのか、それをしているのかを伺いたいと思います。

(自治文化課長) 芸術文化振興事業の部分でございますが、こちらにつきましましてはまず指定管理者のほうから年度計画が上がってくる中でどういった形で指定管理と、それから補助金の申請が行われる段階でどういう形でどういうことを企画していくといったものの中で、私どものほうの意見等もお伝えさせていただいております。特にこの補助金につきましては、すぐれた芸術文化を安価で市民に提供する機会を設け、収益性の確保が難しい、主にクラシック等を中心にやっていきたいということ、それから地元演奏者等の招致を図る、この補助金の趣旨を踏まえた形での計画がなされるかどうかというところでの意見交換と申しますか、言葉は適切かどうかわかりませんが、指導を行っております。

以上でございます。

(野本) 施設管理公社が企画している事業は、多くは興行であろうというふうに思いますし、施設管理公社に聞いても興行ですよというふうに聞くわけですけれども、それをやることによってどのように市民の文化、芸術に対する意識が向上していくのかというのは、どのように図っていくのでしょうか。

(自治文化課長) 施設管理公社の28年度の事業等を見ますと、こちらの

芸術文化に関する自主事業というところで26事業実施をしております。そのほかいわゆる貸し館と申しますか、興行主が企画しているものというのが23事業という形になっております。そこで、どういう形で評価をしているかという部分ですけれども、先ほどとちょっと繰り返しになってしまうかと思うのですけれども、この文化センターの事業として26事業をやっている中で、特に文化センターのほうでは主催事業、それから芸術鑑賞事業、そういったような形、あるいは芸術振興事業というふうに区分を設けてやっております、その中の芸術振興事業、それから鑑賞事業、こういったものが特に市民の文化の成熟、多様な文化に今なっておりますけれども、市民の文化度を上げるために役立つための事業という位置づけの中で実施していると認識しております。

以上でございます。

(野本) 例えば直近ですと、先日クレアでパンフレットをもらったのですが、アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾが10月6日にコンサートを行うと。これが無料で行うというチラシをいただきました。私自身は、無料で鑑賞する機会というのはある意味いいことでもあるけれども、本当にそれで将来がつかれるのかというふうに思うと、逆行するのではないかなというふうに感じるわけです。というのは、物の価値というのは適正な対価を払って得るという部分では、ただでもらうということが常態化するようであると、その価値ってなくなっていくというふうに思うわけです。そういうことに関して疑問を持っているわけですが、市ではどのように捉えるのでしょうか。

(自治文化課長) 先ほど委員さんのほうからございましたアンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの定期演奏会の関係ですが、今年度につきましても鴻巣市市民の日記念という冠とあわせまして、公益財団法人鴻巣市施設管理公社の設立25周年記念事業という冠をつけさせていただいた上で、特になかなかクラシックというものは敷居が高いジャンルなのかなというふうにも考えております。こういった部分について市民の方がまず気軽に足を運んでいただくというところを第一と考えて、無料とさせていただいているところでございます。しかしながら、委員ご指摘のと

おり、やはりずっとこのまま無料でいいのかという部分については鴻巣市の芸術文化振興を図る上、また施設管理公社の運営等を考えた上で今後検討していかなければいけない部分だというふうに認識しております。

以上でございます。

（野本）このアンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾについては、施設管理公社が運営をしていると思うのですが、設置は鴻巣市というふうに私は認識をしているのですが、それでよろしいのでしょうか。

（自治文化課長）アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾにつきましては、皆様ご承知の部分があるかと思うのですが、平成12年の鴻巣市文化センターがオープンするに伴いまして、ハード面だけではなくソフト面も充実させていこうということで、鴻巣市、それから鴻巣市が出資をいたしております施設管理公社、それから市内の経済界の方であったり、大学教授であったり、こういった方々の呼びかけで設立をされたものでございます。具体的にどこが設立をしたのかといいますと、鴻巣市が設立をいたしまして、その後文化センター業務の一環として施設管理公社に運用をお願いしているという経過になっております。

以上でございます。

（野本）このグループの設置要綱とか、何か条例とか、そういうものがあるということですか。

（自治文化課長）平成12年当時の資料等、あるいは引き継ぎ資料等を見ている中で、当初より設置要綱等は設けずに設置をしているような状況になっております。

以上でございます。

（野本）このグループに対しての見直しですとか位置づけですとか方向性ですとか、そういうことについて市の指導とか認識というのはどうなのでしょうか。

（自治文化課長）こちらのアンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾにつきましては、設立当初から楽団員の選考だとか、そういった面も含めまして、当時は市の職員が指定管理制度が導入される前でもございましたので、委

託業務という中で派遣をされておりました、施設管理公社の、その中でハード面の部分は市が直接、ソフト面の内容については施設管理公社が設計をしていた状況です。その中でやはり私どもでも設置要綱だとか、こういった面のところについてはないような状態の中、毎年度どういう形で運営をしていくかという面につきましては、当然施設管理公社と意見交換等も含めて行っていたところでもございました。しかしながら、何の位置づけもない中で進めていくのはいかがなものかなというのがございまして、本年5月12日に鴻巣市文化センターの指定管理者の業務仕様書、こちらの部分を訂正して追記をするというような手続をとらせていただきまして、具体的には指定管理者は文化センターをフランチャイズとするアンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの運営を行うという位置づけを仕様書のほうに盛り込ませていただいて、運営を指定管理者の運営、指定管理業務という形での位置づけをしたところでもございます。

以上でございます。

（野本）非常に芸術とか文化って目に見えないし、こうだと言えない部分が多いかと思うのですけれども、そこをしっかりと方向性ですとか見定める部署というか、そういうものがなければならないと思うのです。恐らく発足したときにはそういう意図を持つ人がいて、意図があって発足して、その後そういう形ではなくなっているというふうに思うのですけれども、何となく周りが見ていると、私の目には糸の切れたたこのように見えてしまうというふうに思うのです。ですから、そういうことを踏まえて見直していくべきところは見直さなければならないのではないだろうか、あるからいつまでもそのままいいとは限らないと思いますし、時代も変われば物事の価値観も変わっていくと思いますので、そこはしっかりと判断をしていただかなくてはならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

（自治文化課長）設立当時このヴィルトゥオーゾというのは本当に県内初の弦楽合奏団という形での位置づけがございまして、その後メンバー等につきましてもN響の方であったり、大変著明な方々が現在も活動を続けていただいております。一方、集客等を見た場合にヴィルトゥオー

ゾの部分のコンサート等については年間2,300人弱という中で、芸術文化事業として実施しているのが約1万5,000人集客をいただいているのですけれども、その中の2,300人弱というところも踏まえまして、今後のあり方等についても当然検討は行っていかなくてはならないという部分だとは認識しております。いずれにいたしましても、やはり芸術文化という部分については私たちの生活の質を上げる部分だという認識もございまして、そういったコンサート等に限らず、そういう芸術文化に親しむという部分は文化度の向上にもつながり、ひいては私たちの心の健康だとかという形にもつながっていくようにと考えておりますので、そういった面から健康なまちづくりというものを文化芸術の面から振興させていくために必要な方策等を今後も検討していきたいと考えております。以上でございます。

(野本) どうしても集客人数ですとか、そういうものはわかりやすいから目にとまるわけですけれども、必ずしもこの分野に関してはそれが全てではないと私は思っています。どんなに少なくともこれが鴻巣にとってなければならないというその信念とか理由が一番必要だと思っているのです。ですから、今は少ないけれども、これは鴻巣になくてはならない価値だということがしっかり市が語っていただけるのだったらあるべきだと思いますし、それが語れないのだったらないほうがいいと思います。ということで今後も検討していただきたいというふうに思います。ちょっと時間も余り過ぎてしまったので、この件をそこまでとさせていただきます。次の75ページの市民活動推進事業で、市民活動支援補助金が13団体に交付をされているという説明がありましたけれども、これは応募はもっと多いのでしょうか。

(自治文化課長) 今回13の応募に対しまして13でございます。

(野本) それは、審査があるとか審査を経て全部通ったということですか。

(自治文化課長) 公募も含めた審査員の方にプレゼンテーションを行った後に、適正経費等を踏まえて採択と申しますか、補助金を支出したものでございます。

以上です。

（野本）そうすると、基準を満たしているということで応募したグループが全部通ったというふうに理解していいですね。

（自治文化課長）はい、そのとおりでございます。ただし、一部対象外経費等含まれていたもの等につきましては、ここの部分については出ないというようなお話はさせていただいております。

以上でございます。

（野本）そうすると、今の審査というのは対象になっているか、なっていないかという審査の予算的審査というような内容なのですか。それとも、事業の内容とか、そういうことが審査されたということではないということですか。

（自治文化課長）予算だけではございませんで、当然のことながら行う内容についての審査も行っております。が主でございます。

以上です。

（野本）その部分をしっかりと審査して引き上げていただくことが市民の文化向上だと私も思いますので、そういう方向でよろしいかと思ます。

では最後に、197ページの道の駅整備事業ですが、この特命チーム、28年度の事業としての成果について報告をいただければと思います。

（地域活性化特命チーム課長）28年度の成果というところでございますけれども、まず国道の道路管理者であります国道事務所、ここがやはり我々が道の駅をつくるに当たっては一番重要な機関になりますので、そのところの担当者、こちらのほうと何回か接触しまして、我々の道の駅の部分の説明等をさせていただいて、また向こうのほうの感触等を得ながら、これから29年度に向けてのどういった作業をしていかなければいけないかという部分、そういった部分の情報を収集したというところが大きな成果になってくると思います。

以上です。

（野本）今後計画策定を2年間でしていくということですがけれども、もともと事業構想というのはつくってあると。計画についても構想を踏ま

えた中にあるというふうな方向性なのでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）当然構想からステップアップといいますか、基本計画より精査するという形で基本計画の今年度、来年度進めさせていただくのですけれども、あくまでも構想の部分というのは法適合性ですとか、そういった深い部分までは精査してつくり上げた内容ではございませんので、当然構想にあっても実は法的なり農振なりなんなり、そういった関係で最初構想にあった施設というものが実際にはできないものであったりという可能性も当然あります。その辺は、やはり基本計画の中で煮詰めていきながら、できるもの、できないものはっきりさせまして、またつくれる施設の内容を精査して、いい道の駅をつくるような形の基本計画というものを作成していきたいと思っております。以上です。

（野本）基本構想の中では、一番最後にスケジュール表があって、そこから読み取れるのは5年間で完成ということで、今はほぼ完成に近づいている時期なのかなというふうにあの当時は思っていたわけですがけれども、計画をつくるともっとより現実的になるということですがけれども、計画の中にはより正確なスケジュールがのってくるというふうに考えてよろしいのですか。

（地域活性化特命チーム課長）先ほどもお話ししたとおり、基本構想の段階では詳細なスケジュールというものは当然出てまいりませんし、基本計画の中で具体的に1つ例をとりますと、例えば農転なり除外、こういったものにどのぐらいの標準的な許可期間といいますか、かかるのかとか、そういうところも計画の中で見ていきますので、それぞれのパートごとを足していくことによって全体の、今野本委員おっしゃられた当初構想で5年と見ていたものがそれを足していくと6年になったり、逆に4年で済むとかというところが見えてくるのかなと思っております。以上です。

（坂本）それでは、幾つか質問させていただきます。  
最初に、53ページです。ここに職員研修事業ということで、一番下のほうに自治大学校派遣研修負担金とあるのですけれども、この派遣の内容

というのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

（総務部参事兼職員課長）自治大学校の派遣研修の内容でございますけれども、平成28年度中に2名職員が参加しております、1名が政策の専門課程ということで女性職員の主査級の職員が参加しております。もう一名が課長級ということで、こちらが課長級の政策形成の研修に参加しております。

以上です。

（坂本）人数が2名ということで、1人は女性が行っていると。両方も政策に関することだということですのでけれども、この研修の期間とか時間的なものはどうなのでしょう。

（総務部参事兼職員課長）今手元に詳細な研修期間の資料はないのですけれども、女性職員が参加したほうが2週間程度、もう一方の課長級研修が3週間となっております。

以上です。

（坂本）大変結構なことなので、いろんなどころの勉強をしてくるのはいいのですけれども、それが市役所の中でどう生かされているのかというのが一番問題だと思うのです。これからそれについてしっかりと生かせるような、そういう方向に持っていければいいなと思うのですけれども、それについての感想というか、今の状況で生かされているかどうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、職員課としての立場としましては、女性職員につきましては今回鴻巣市では初の自治大学校への派遣ということもありますので、女性活躍推進法の施行もありますけれども、今後の鴻巣市役所内での女性活躍に向けた先導役となることを期待しているところであります。課長級のほうの効果というところなのですけれども、私のほうで今詳細、実態を把握しておりませんが、ご本人がいらっしゃいますので。済みません。

（地域活性化特命チーム課長）私、昨年度、3週間ということなのですけれども、平日だけなので、実質1カ月間、立川にあります自治大のほう、宿舎に泊まり込みでずっと授業を聞くという形で、中でグループ討議とか、そういった形でグループを組みまして、総務省だ、何だのそう

いう官僚の方とかが教授になって、いろいろな各自治体で問題となっている事例をそれぞれの自治体の1人ずつ出て、担当が1つずつ課題を挙げろという形でやりまして、それでそれに対してみんなで討論して、それをどういうふうに解決したらいいのだとか、そういったことをやるようなのも、最後に発表という形でやるのですけれども、そのほかには最新のいろいろな事例、多岐にわたるのですけれども、都市計画からまた福祉のほうまで、そういったものを全部授業でやりまして、それを聞きながら、行って来た瞬間は非常にお利口になったような、すごくためになるあれであります。それで、それをなるべく生かせるようにという形で、当然1カ月間行かせていただきましたので、これからに生かしていきたいというふうに思うぐらい、やはり行ってくるとためになると思う研修になっていると思います。

以上でございます。

(坂本) 道理で一生懸命やっているなと思ったのですけれども、いろんな面で活躍されることを期待しています。

次に行きます。57ページの行政情報番組放送事業って、これがフラワーラジオですよ。フラワーラジオは市内全域で聞けていないのではないかなと思ってはいますけれども、聞こえる範囲というのはどの辺まででしょうか。

(秘書課長) まず、この行政情報番組、コミュニティー放送、フラワーラジオの放送と、それとテレビ埼玉の文字放送を活用したデータ放送、その2つから成っております。フラワー放送のほうなのですけれども、以前もご答弁させていただいたと思うのですけれども、聞ける範囲というのが確かに委員さんおっしゃるとおり市内の中で聞けない地区もあるというのはお話は聞いたことあるのですが、逆にもう少し広げて近隣の市町村ですとか、そういったところまで逆に聞けるということもありますし、やはりいろいろな条件によって視聴の範囲というのが少し違って来るのかなということでは認識しております。

以上でございます。

(坂本) 今も前にも質問されたということを書いていたけれども、そう

ということがわかっているわけです。全部は聞こえない。本当に100%聞こえなくても、ある程度のところまでは聞こえるという状況にするのが本当ではないかなと思うのですけれども、そういうことを今後はやる気があるかどうか。

（秘書課長）フラワーラジオのほうとこういったお話をさせていただきまして、こういったご意見、市民の方からもいただいているというお話はさせていただいていることなのですけれども、やはり放送の関係、いろいろ出力数ですとか、そういったものも国の規制がかなり厳しい。中継基地をつくるのかというのも新たな放送局をつくるのと同じような手続を踏まないといけないということもありまして、かなりハードルが高いのは現実としてあるようなのです。ただ、それ以外の方法、いろんなことを含めましてフラワーラジオのほうにはそういったお話をさせていただいております。

以上でございます。

（坂本）どうも多分うちのほうは聞こえないような気がするのです、川里は。だから、3地区が本当に一体になっていろんなこと、この媒体を使って広げていくということもあるわけで、そういう中で聞こえない地域、完全に聞こえないというところがあるのではやっぱりいろいろ支障があると思うのです。今後はそれを何とかしていくような方向で考えていただきたいと思います。努力を期待します。

次へ行きます。63ページ。前にも私聞いたのですけれども、庁用バス運行管理事業ということでございますが、今回は28年度は年間50回の利用があったと。団体によっては使えたり、使なかったりといろいろあると思います。さっきの説明の中でもあった市の主催事業だということで、市がかかわっている団体であれば利用可能だということだと思っております。それは、いろいろかかわり方もあるかもしれない。でも、新しく新規に事業に参加しようとする、予算の範囲でできませんよと言われるらしいのだ。その判断というのはいつやるのか。毎年予算組みするのに、50なら50回だけの予算組みなのか、それとも多少余裕を持って、不用額になってしまうかもしれないけれども、余裕を持ってあるのか、その辺

はどうでしょうか。

（財政課長）予算の編成に当たりましては、50回というふうに決めているわけではございません。前年度中に各課のほうに照会を投げまして、市の主催事業としてこの庁用バスを使うことがあるならば事前に出してくれということで、それを取りまとめて予算化をしているというのが実態でございます。

（坂本）なかなかそうは言っても予算がないと言われるらしいのだ。だから、課によっての対応だと思っただけけれども、今後これは余り多くの団体が何度も使うということとはできないと思っただけけれども、でもせっかくこういう使い道があるのであればしっかりといろんな団体が勉強しに行くとか、そういう研修みたいな形で使うのだと思うのです。それについては、もっと生かした使い方ができるような、団体がもっと使ってもいいような気もするので、その辺を少し検討していただきたいと思えます。

（財政課長）庁用バスが有効に活用できるように、庁内のほうにも再度周知をして、事前に必要があるならばきちんと財政課のほうに届け出るように周知のほうをしたいと思えます。

（坂本）次、その3つ目になる。第二庁舎維持管理事業でございますが、第二庁舎は現状は使っていないのだよね。今後この第二庁舎に関してどういう方針なのか、まだ決定はしていないのかもしれないけれども、考え方というのはどうなのだ。活用していくのか、この後はそのままなくしていくのか。

（企画部参事兼総合政策課長）先ほど公共施設総合管理計画のお話をさせていただきましたけれども、その中で第二庁舎の位置づけというのが出ております。今後は公共施設管理計画の庁内検討委員会、内部の会議を経ていろいろ今の状況を確認して、今後どうしていくかというところを方向性を考えていきたいというふうに考えております。今の段階ではっきりとこうしますというものはありません。

（坂本）先ほど提示した計画書、私はよく覚えていないので申しわけないのだけれども、その中でどういう扱いになっているか、ちょっと頭に

残っていないのです。でも、あの中で耐震だとか、そういうものについてはクリアしていると思うのです。すぐにも改修しなくてはならないという状況なのですか、その辺は。どうなのだろう。だから、使えないのかどうか、そのままでは。

（総務部長）第二庁舎のほうに関しましては、まず耐震に関しては旧基準で補強はしていないと思っています。なおかつ、一番の問題は、教育委員会とか土木系の部署が入っていたわけですがけれども、空調関係はもう限界に来ています。それから、排水設備、トイレを使われたことも何回かあるかと思うのですけれども、において詰まっている状況だと。今後不特定の方、市民の方が何らかの形で使うということになると、空調であったりとか排水関係は完全に入れかえをしない限り無理でしょうと。なおかつ耐震。

もう一つは、使っている最中に実は停電がございまして、雨が降って、昔の市民会館でしたので、空調のところの配電盤等の、追加工事でいろいろやった関係があるのでしょうけれども、詳細にわからない状況なのです。ですので、あれを再オープンしてそのまますぐ何らかの形で施設に使えるかという現実的には無理だと。使うとなるとやはり億単位の改修費をつぎ込んでやらざるを得ないだろうというのは、今回本庁舎のほうへ引っ越す前の段階でも議論されたところです。そんなことを踏まえて、先ほどの公共施設管理計画の中に位置づけられた庁内検討委員会の中でそういう形でお金をかけてでも再利用するべきなのか、いや、はたまた更地にして違う方向で活用を考えたほうがいいのかとか、そんなことをこれから検討していきたいというふうに考えております。

（坂本）その方向性はある程度理解できるのですけれども、今の状況だともう使わないということだよ。あのままでは使わないということだよ。であれば、早くそういうものをきちんと管理する、何つくるかわからない、あのまま廃止になってしまってもうあそこは要らないよというかもわからないけれども、そういうのを早く決定してそれなりの方向性をきちんと出していくということは大事なのではないかなと思うのです。だから、できれば使わないで済むのであれば早く片づけて、他の利

用の方法を考えていくということができると思うので、今後はそれについてしっかりとやっていただきたい。

（総務部長）第二庁舎に限らず、ふるさと館の保健センターとか、幾つか活用していない施設がふえてまいりました。今の庁内検討委員会を経ながら、議会にも適宜必要に応じて途中経過等も踏まえまして報告させていただいて、いつまでもそのまま放置しておくというのも問題がありますので、できる限り早い意思決定をしていきたい、そういうふうに考えております。

（坂本）次、67ページかな。ウォーキングポイント運動団体設立事業というところなのですけれども、これ前の話の中でこれは商工会に委託して、ホームページだったっけ、そういうのをつくるような事業だと。準備団体補助金って、準備団体というのがどういうのかなと最初思ったのだ。それをもう一回説明をお願いします。

（企画部参事兼総合政策課長）準備団体及び運営団体につきましては、ちょっと複雑な話になるのですけれども、昨日も申し上げましたとおり、まず商工会に補助金を出しております。商工会から準備団体の補助金を活用しまして、こうのす広場というポータルサイトを立ち上げた会社にお金を出して、商工会がプロポーザルをやっているわけですけれども、商工会がプロポーザルをして準備団体ということでこうのす広場というシステムを立ち上げた団体に委託したお金になります。運営団体というのは、そのポータルサイトを運営していく団体になります。また、あとウォーキングポイントも関連していますので、ウォーキングを取り入れた運営団体ということで、そこに商工会が委託している。ですので、市はまずは商工会に補助金を出して、そこから商工会がどこかの業者を選ぶわけですので、プロポーザルをして業者を選定して行っているということで、実際は準備団体、運営団体というのは商工会というふうな形になっております。

以上です。

（坂本）どうもウォーキングポイント事業ということでやっていたものが、商工会がかかわってにぎわいづくりになるわけですね。そういう

意味で地域に人が歩いていくようなという、そういうことだと思うのです。ちょっと変な感じだなと思ったのだけれども、そういう内容で目的はそうであればかなっているかなと思うので、いいとは思っています。ただ、見ると27年度から繰り越しが3,400万何ぼだったかな、それだけあったわけです。3,446万5,000円か、これが27年度から繰り越されて、使っている事業がこの団体、2,357万と。このほかにまだ何か事業をやっているのかなと思ったのだけれども、これについてはどうだ。

（企画部参事兼総合政策課長）委員おっしゃるとおり、3,446万5,000円が歳入でありまして、ここで使っているのは2,352万ですけれども、その差し引きにつきましては健康づくり部のスポーツ健康課のウォーキング事業に充当させていただいております。

（坂本）その部分が純然たるウォーキングポイントという今までやってきた部分について活用しているということですか。1,000万ぐらいだと思っただけけれども。

（企画部参事兼総合政策課長）スポーツ健康課の予算の中で、その一部として、ウォーキング事業の中の一部として、ページ数でいきますと決算書の171ページをごらんいただきたいと思うのですけれども、下から3番目の事業、鴻巣ウォーキングポイント事業の繰越明許のほうです。

（坂本）これが入っているということ。

（企画部参事兼総合政策課長）そうです。

（坂本）わかりました。

それでは、次へ行きます。77ページ、川里支所のかわさとフェスティバル開催事業でございますが、これについてできれば過去10年間の補助金の推移というか、それを出していただければと思います。

（川里支所長）ただいまの質問でございますけれども、補助金ではなくて負担金という形で支出をしております。それで、昨年まで200万円ということで負担金で執行しているのですけれども、合併の年、平成17年度の事業から200万円となっております。それ以前なのですけれども、平成16年度が300万円、それからさらにその前、平成13年から15年まで、これが340万円というところまでは確認できております。その前は、いつとき

この事業自体が、フェスティバル自体が平成2年度から始まった事業でございませう。当初は何か400万近い負担金が村のほうから執行されていたという話は聞いておりますけれども、ちょっと金額については確認できておりませう。

以上でございませう。

(坂本) これは支所長に聞いてもちょっと難しいかなと思っので、できれば企画部長のほうにでも答えていただければと思っのですけれども、かわさとフェスティバルのイベントそのものを市としてどう捉えているか、評価しているかということなのですけれども。

(企画部長) かわさとフェスティバルの位置づけ、評価ということですが、合併前から手づくりというか、市民参加型のイベントということで3地域を1つにしたという事業で始まったというふうに確認しております。実際に現鴻巣地域と吹上地域ではそれぞれお祭りの町を挙げた、市を挙げたような伝統的なお祭りがある中では、川里の中で川里町を1つとした大きなお祭りというのはこのフェスティバルなかなというふうに考えております。確かに金額的に、私も話を聞きながら合併したころから多分200万ぐらいだったのかなという記憶があるのですけれども、この中で特に参加型という中で各市民団体がブースなんかにも費用を負担していると。それから、中学校の生徒も参加して、本当に大きなイベントに育ったのだなというふうに思っております。

今後お金を、例えば今の話を聞いて、では200万が適切なのか、340万近くが適切なのかというのは、逆に言えばイベントをこなしていく中でできるだけ費用をかけずにうまくやってきていただいたという認識がありますので、今後もそういった中でやってきた事業、多分この20年、30年の中で大分変わってきているのではないかなと思っます。時代に合った形で運営していただければなと。

ただ、1つだけ気になるのは毎回参加者が天気がいいと非常に多く集まる中で、この時期ほかのイベントとぶつかり合ってしまっ、何で市でやっているのに違っところでお祭りをやっているのだらうとかという、そういったこともございませうので、日程の調整であつたりとか、あとや

っぱり駐車場の確保が今後非常に難しくなっているというのがありますので、従来の川里のイベントというだけではなくて、鴻巣市のこの秋にやっていく全体のイベントの中でうまく調整して、一体的に運営できたらなというふうには思っております。

以上です。

（坂本）今出ました、合併で3地域のお祭り、イベント、それぞれそのまま残っているわけです。やっぱりそれは3地域がそれぞれ独立した市、町の場合はやむを得なかったと。合併のときにその部分については全然協議してこなかったもので、そのまま残ってしまっているわけです。だから、一回防災のほうとフェスティバルが当たってしまうので、それで幾らか日をずらしてくれということで1週間ずれたというのはあるのですが、それぐらいなのです。だから、今後3地域のイベントの重なりぐあいなんか見て、多少の調整はしっかりと市が主体性を持ってやっていくところもあるのかなと思うのです。だから、ただお祭り、神社だとかそういうところにかかることは、これは地域によって違うのだから、これは何とも言えないけれども、市が主催でやっている以上はそういうのは統一的なことできちんと、スケジュール的なものについてはある程度調整していったほうがいいかなと思っているのです。

今の部長の評価だと、そこそこは評価してくれているのだと思うのです。ただ、実行委員会の中見ていると、いつも今度は予算減らされてしまうのだという話をするのだよなどと、そういう話聞くのです。今現実、最初は400万ぐらいもらって始まったお祭りが現状は半分の200万でやっていると。かなり詰めているわけです。それでも何とか頑張ろうとやっているのです。その辺はやっぱり地域のことを考えていただければ、そんなに減らせるわけではないなと思うのだけれども、その辺はしっかり捉えていただいて、予算編成の中では今後も頑張っていたいただければと思っています。

次へ行きます。197ページだな。この中の道の駅の整備事業でございますが、ことし、来年と2年かけて基本設計というか、基礎調査業務委託でこの後の段階になってくるわけですね。ことしの予算で計画の委託を

するということになっているのですけれども、私思うのです。この道の駅をつくるのはいいことだと。では、道の駅をつくってその中で何が一番目的なのだというと、市長なんかの話を聞いていると直売だよと、野菜だとかそういうものの地域の産物を直売するのが一番だということと言われるのです。

その中で、私は農業ですけれども、では直売の中で一番大事なのは生鮮食品、野菜だとかそういうものが一番興味を持つところかなと思うのです。では、道の駅をつくったときにそういうものを供給体制ができていいのかなどいつも思っているのです。ここは農政課ではないので、それははないので、それは言ってもわからないかもしれないけれども、やっぱりまとめる地域活性化特命チームであればその部分をリーダーシップを持って、産業の各課のそういう中のまとめですか、そういう部分をつくっていったほうがいいのではないかと、協議体をきちんとつくって、では農業の分野はどういうことを目標にやっていくのだと、やっぱり生産する地域の人たちが頑張れるような、目標を持てるような、そういう体制をつくってもらいたいといつも思っているのです。それについてどうでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）今おっしゃられたとおり、基本計画ができてまいりまして、その後運営という部分が出てくるかと思うのですけれども、おっしゃるとおり運営というのが非常に道の駅大事なことになりますので、箱だけをつくっても運営がうまくいかなければ道の駅自体が栄えないという形になりますので、基本計画が終了しますと今度運営をどういうふうにするかというところを、管理運営計画というものを策定いたしまして、今委員さんおっしゃるとおり、農業のそういう部分なり商工の部分であったり、観光の部分、そういうものをどういうふうに通道の駅の中で取り込んで、かつ今おっしゃられた準備の部分とか、そういったものをどのぐらいの完成に向けて何年前ぐらいから準備していかなければ当然野菜とかが間に合わないよとか、その辺も管理運営計画の中で検討していきながら、計画立てて道の駅の完成に向けて進んでいきたいと考えております。

(坂本) 例えば商工会関係か、お店で売っているお菓子ではないけれども、そういうものに地域の産物をそのまますぐにでも出せる。だけれども、農業の場合はキュウリならキュウリ、ナスをつくるといっても、つくるだけでも何カ月かかかるわけです。種まいて育てて収穫までは。その技術を覚えるというのは何年かかかるわけです。だから、もうこの段階で道の駅ができるのだと確信を持ってやってもらいたいけれども、それだったらそのときに間に合うように、何年からそういう生産体制をきちんと整備していくのだという、その辺のことまで担当課は例えば農政のほうと話し合いをすとかというのは本当に大事なことです。これをやらなければ、今後せっかくつくっても、ほかから持ってくるのでは、私も幾つか道の駅を見ているけれども、この間もたまたま羽生の道の駅、川俣にあるのに行っただ。そしたら、鴻巣のほうからも行っている、北本からも行っている、全国的に行っているのだけれども、あれは本当の姿ではないな。やっぱり鴻巣の特産品をきちんとそこへ受けて、どんと構えられるような、そういう場所ができなければつくる意味がないのではないかなと思っているのです。

だから、それだったら今からそういうことを準備していくということが大事なことです、しっかりとそれを早くから準備してもらいたい。農業なら農業のそういう生産体制をつくる組織をつくらなくてはならない。単に農家が1人、2人ふえただけではどうにもならない。やっぱり生産体制の中で組合組織をつくるとか、そういうのをきちんとやらなければついていけないような気がするのです。それをしっかりとお願いします。それで、順番が違つかもしれないけれども、道の駅全体の構想の中で国交省が今回かかるという部分が、国交省がやる部分はトイレと駐車場だと思うのです。それ以外は何か考えられるのですか。国交省のかかわりは。

(地域活性化特命チーム課長) 国交省がやる部分というのは、やはり国道の道路施設という形になりますので、委員さんおっしゃるとおり駐車場部分も一応道路の一部になりますし、あとは休憩施設、主にトイレになります。こちらとあとは情報発信機能と、道路情報とか発信する。そ

ういうところは、国交省のほうでお金負担はしていただけますけれども、それ以外の部分につきますとやはり市のほうの施設になりますので、市の負担という形になります。

（坂本）道の駅は、通常の道の駅を見ていると売店だとかそういうのがかなり広い部分をとっているよね。駐車場は同じ共用だろうけれども、休憩施設、トイレだとかというのはそんなに大きくない。国交省がかかわったってそんなに大きなのはつくらないと思います。だから、かなりの部分市が負担する分が出てくるのです。だから、よほどしっかりした計画を立てないと、これから市の財政をかなり圧迫していくようなそういう場面も出てくると思うのです。そういうものを無理してやるような、そこまでの計画になってしまっただけでは困ってしまうので、その辺はどうなのですか。そこまで大きく考えていない。

（地域活性化特命チーム参与）今まさに基本計画をつくり始めたところなのですけれども、やはり財政状況ですとか、まず一番のネックになるのは我々が想定している場所が農振農用地域ですから、除外、農転、それに関連してその後できたときに、やはり農業を中心としたものをそこで売るとか活用するとかということがないとだめですので、それは今農業委員会、産業振興課も含めて一緒に農林関係の調整とか、国道に行くにも都市計画の部分の職員も入れながら話をしています。ただ、やはりそうはいっても財政状況等ございますので、ある程度の大きさを決め、それから主体ができた段階で調整をしていかななくてはいけない部分は多々あると思うのですが、確かにこれからつくる、我々としては大きなプロジェクトですので、下手なものというか、そういうものはつくりたくないのです、そこは財政当局ともよく調整していいものをつくりたいというふうに考えております。

（坂本）この部分は最後の質問。最短でいつごろ基本的なものが出てくるのか。

（地域活性化特命チーム課長）完成まで。

（坂本）基本的なものができるまでだな。姿が見える。

（地域活性化特命チーム課長）姿といいますと、例えば造成工事が終わ

るとかということ。

（坂本）計画書だ。

（地域活性化特命チーム課長）基本計画のほうがぎりぎりまで、来年度2カ年なのですけれども、かかってくるかなというふうに我々、詳細を詰めていきますと、今参与が申し上げたとおり、除外とかが結構ハードルが、今まで計画がつかなかった部分とかが意外と大変だねとかというのが基本計画をやるに当たって見えてきた部分がございますので、早目に期間の前倒しで完成形が見えるというよりも、期間いっぱいぐらいをしっかりと計画をもんでいかないと、ちゃんとしたものはできないなというふうに今感じているところでございます。

（坂本）では、次に行きます。

241ページの消防ポンプです。消防ポンプ自動車更新事業ということで、消防に関して私がこういう立場でいろんなことを言っていていかどうかもちょっと迷っているところなのだけれども、昔であれば川里なんかは消防署はなくて鴻巣からの応援だとか近隣からの応援いただいた。そういう中での非常備消防団であった。今は県央消防というしっかりした組織がある。その中の傘下の中において、非常備消防もいまだに同じような形になっているわけです。今現状を見ると、消防団員になる人が少ないと、どうしても見つけるのが大変だということもあるのです。実際なってもらっても、それが勤めていて、いざそのときに24時間態勢対応できるかといったらそれもできない人もいっぱいいるわけです。そういう中で現状のままこういう常備消防と非常備の関係を今後もずっとやっていていいのかなというのがあるのです。

そういう中で消防ポンプ自動車を、これだって1,600万もかかっているわけだ。それを19分団あると、19年に1回だって全部更新するのに19年かかってしまうわけです、1台ずつでも。必ずそういう更新する。毎年ここへ出てくるわけ。だから、本当にこれが今やっていくべき方向なのかなというのをちょっと疑問に思うのです。今はその辺を少し基本的なことから考え直して、常備消防と非常備消防のかかわり、また非常備消防の果たす役割、そういうのを見直すべきではないかなと思うのですけれ

ども、その辺含めてどうでしょうか。

（危機管理課長）ポンプ自動車の更新事業についてということでしょうか。

（坂本）いいです。まずはそれで。

（危機管理課長）こちらのほう、28年度につきましては第6分団の車両を更新させていただきました。以前ですと、15年経過したときに更新を進めていたわけですけれども、やはり常備消防の車両と違わせて稼働時間等が少ないということもありますので、見直しをさせていただきました。現在基本的には17年を更新期間ということで進めております。また、今後先の話になってしまうのですけれども、毎年各1台ずつの更新になるように、過去3台買ったりした年もあったのですけれども、その辺につきましては17年を基本として前後にずらして、毎年1台の購入になるように現在調整を進めている状況でございます。

（坂本）先ほど私が言ったことは、本当に単純にポンプ車の交換だけではない。今までの、そういうものを考えたときに、本当にそのところは考えなくてはいけないことかなと思っているのです。何があっても対応してもらわないと困ってしまうのだけれども、やっぱり基本は常備消防のほうです。それが基本になって、もっと充実して、全てやれるような状況が一番いいのかなと思うのだけれども、細かいことは非常備ではなくてはできないというところもあると思うのです。だけれども、今の体制の中で非常備の仕事を見ていると、常備消防のお手伝いをして、鎮火した後の例えば長い時間の警備だとか、そういうのだよね。そうすると、本当にそれが今の1分団何十人という中の人数が必要なかどうかということもあると思う。だから、そういうところからしても今後は見直すこともあると思うのです。それを幾らかでも感じているところがあれば、担当としてちょっと言ってもらえればありがたい。

（危機管理課長）今委員のおっしゃるとおり、他市町村の状況を見ますと、今までの鴻巣市の現在の分団のような活動をしているだけではなく、機能別消防団ということで分団の仕事を分けてとかといってやっているところもございます。今後消防団の再編等、昔から課題はあるのですけ

れども、その辺とあわせて検討課題にさせていただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

（坂本）今19分団ですよね。川里3分団。吹上が幾つだったか。

（7分団の声あり）

（坂本）7分団ですか。あと9分団が鴻巣地域という、このエリアだとか人口割とかというのは、そういう基準があると思うのですがけれども、その辺はどういうふうになっている。

（危機管理課長）現状でいきますと、市内19に分けているわけですがけれども、19分けている人口とかの形ではなく、エリアの特性に応じて活動を考えた上での地域割、そちらのほうをさせていただくとともに、過去3市町のときのエリアを現在は引き継いでいるというような状況があります。

（坂本）先ほども答弁の中で今後そういう見直しもあるような話がちょっと出たのですがけれども、今後はそういう多少の見直しはしていく予定なのですか。

（危機管理課長）実際のところ、消防団のほうでどの程度話が詰まるかというところもあるのですがけれども、それを見据えて、うちのほうも消防団のほうの指導をしていきたいなとは思っております。

（坂本）火災のときの体制だとか、そういうのを考えると、なかなか市民のほうでも減らしてもいいよと言いつらいのです。いざ自分のところがそういったことになったときに足らなくて困るよと。よく昔の消防井戸を埋めるときに、消火栓があるとか、周りに防火水槽があるとかという形で、俺なんかも幾つかなくしてもらったところもあるのです。消火栓をきちんとつけてくれとか、そういうときに心配をするのです。だから、これから本当にこれを取り上げていくときになると地域のいろいろな声が出ると。やっぱりこれはいつまでも同じ体制ではできないと思うので、しっかりとその辺も考えながら見据えて、今後検討していつてもらいたいと思っています。よろしく願いいたします。

（危機管理課長）今後検討する際に参考にさせていただきたいと思えます。

(坂本) また次に、245ページの中の防災行政無線管理事業でございますが、私なんかは行田と本当の境目にいるので、鴻巣と行田両方聞こえるのです。私が聞いていると、まあまあ聞こえるのだなと思うのだけれども、よくうちのほう聞こえないよと言われることがあるのだけれども、現状でそういう苦情は来ないのですか。

(危機管理課長) 現状としましては、一応苦情という形で聞こえないという話は伺っております。そのときの状況としましては、いつもは聞こえるとかいう場合もございますので、若干風向き等の関係で聞こえないときがある場合もあります。そのような聞こえない状況があった場合には、現在うちのほうで伝言サービス、かけていただくと流れた放送が自動音声で流れるサービスとか、あとメール配信のサービス、こちらのほうを行っておりますので、まずはそれを紹介するようにしております。

(坂本) 今のメールだとか電話の話は、私なんかも聞いたような、うろ覚えだったです。だから、その辺はきちんと市民に知らせてやれば、気になったときはそこへ電話すればすぐ聞こえるということだよ。その辺の広報活動というか、それはしっかりやっておかないと、みんながそういう組織ができていても、形ができていても利用しないのではないかと思うのだけれども、結構そっちの利用率は高いのですか。

(危機管理課長) 詳しい数字につきましては、戻らないとわからないのですけれども、メールのほうの配信の登録数としては約1,000件程度の方が登録されていたかと思われまます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時15分)



(開議 午後2時33分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 何点かお尋ねをします。

決算カードのほうからお尋ねをしますが、財政調整基金を初め減債基金、その他の基金でカードを見ると約92億9,000で基金残高が93億円です。平成27年度の決算カードでは82億円、平成26年度の決算カードでは72億円、

10億円ずつふえている、しかも国保の基金と介護の基金を合わせると103億円の基金を持っていることになります。そういう点からいくと、先ほどの議論を聞いていると、大型プロジェクトが、まだ道の駅とか、それからごみ焼却施設とか医療整備基金とかいろいろたくさん抱えている中での基金残高になってくると思うのですが、一体幾らためようとしているのかまずお伺いします。財政調整基金は偶然的なものだと思うのですが、あと減債基金とかいろいろな基金は意識的に予算の中の範囲でためていると思いますので、そののところからお尋ねをします。

（財政課長）基金につきましては、財政調整基金、減債基金、それとその他の特定の目的のために積み立てる基金ということで種類が分かれています。財政調整基金については、年度間の財源の収支のバランスをとるためのもので、例年大体同じぐらいの額が今推移しております。若干減少傾向にありますけれども。減債基金につきましては、元利償還金の償還に充てるということで、ここ数年、平成30年から34年ぐらいまでが公債費の償還のピークを迎えるというふうに見込んでおります。そのため、そこに充てるために積み立ててきたものでございます。その他の特定目的基金につきましては、それぞれの目的がございますので、一概に私のほうから何億という額の目標額は言えないのですが、当然ながらそれなりに必要な額がまだあるということで、例年補正なり当初なりで積み立てているというのが現状であります。

（竹田）ということは、いわゆる基金が年間10億円ずつたまるということと目的別の基金もありますから、そういうところでいうと財政に余裕があるという理解でよいのかどうか確認をします。

（財政課長）財政に余裕があるかないかということであれば、非常に厳しい財政状況下に我が市のみならず、日本全国の自治体同じような状況にあるというふうを考えております。そういった中で基金については今の現役世代が積み立てたものを使う、また市債につきましては後年度の若い世代に応分に負担をしていただくということで、基金と市債と両方あるわけですが、そういった中で現役の世代のほうから負担いただく部分として、今基金として積み立てているという形であります。

(竹田) でも、赤字決算だったらいわゆる実質収支比率との関係もありますけれども、一定程度余裕があるから基金が積み立てられるわけで、そういう点からいうと、私の聞き方がまずいので、余裕があるなんてとても答えないと思うのです。だけれども、実際にこれだけの基金がたまるということは一定程度目的は別としても、財調でいうと予算規模の5%くらいというふうはこの間説明されていますけれども、5%以上の基金が実際には基金としてあるわけだから、そういう点からいうと年度間の調整額よりも多く基金が積み立てられるということは、財政運営上はある程度余裕があるということではないかと思いますが、そこら辺はどうなのでしょう。

(財政課長) 財政調整基金については、一般的に標準財政規模の5%から10%程度というふうに従来言われております。その中で、ただ近年の傾向としてはむしろ5%というよりは10%以上積んであったほうがいいだろうというような見解も一部にはかなり強く出ております。というのも毎年県の市町村課の財政担当とヒアリング等々があるのですけれども、その中でもやはり5%を下回るような団体については財政収支上かなり危ないという形で、逆に指導が入るような状況に今なっております。近年税収なりもかなり増減する中で、財政調整基金というのやはり10%以上は持ちたいというのが現状の財政運営上の課題となっております。

(竹田) 納得したわけではありません。ここで議論をしても始まらないので、あえて質問はやめますけれども、そうした中で職員の人数とか全体で幾らかというのを丁寧に資料をつくっていただいたのですが、ここの中で出てこないのがいわゆる物件費と言われる中に含まれている、臨時職員の賃金も含まれていると思うのですが、実際に臨時職員は何人いるのか。それと、臨時職員に係る物件費の中に含まれる費用は幾らかお尋ねをします。

(総務部参事兼職員課長) こちらのまず臨時職員の人数ですが、528名となります。うち物件費に含まれる賃金額でございますけれども、2億9,071万3,000円となります。

以上です。

(竹田)本当に528人というのは年々ふえている数字ではないかなというふうに思います。そういう点でいうと、いわゆる市の行政の足りない部分、職員の皆さんだけでは賄えない部分を補っていただいているのが臨時職員なのですが、臨時職員の交通費は保育所の保育士さんに関しては100円とか200円とかいうことで支給していると思うのですが、実際に臨時職員の交通費の支給状況をちょっとお尋ねしておきます。

(総務部参事兼職員課長)臨時職員の支給状況について、金額的なものはちょっと手元に資料がございません。申しわけありません。ちょっと資料が持ち合わせがございませんので。

(竹田)臨時職員については、各……

(ちょっと休憩よろしいですかの声あり)

(委員長)暫時休憩します。

(休憩 午後2時42分)



(開議 午後2時43分)

(委員長)では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長)現在交通費を支給しておりますのは、保育士だけの職種となっております、その基準でございますけれども、2キロから4キロ未満が1日100円、4キロ以上が1日150円といった状況であります。

以上です。

(竹田)今言った保育士だけの交通費で、しかも1日100円、4キロ以上は150円、何キロかかろうと150円しか支給しないということはいかかなものかと思うのです。鴻巣市の保育行政は、臨時職員が担っていると言っても過言ではないと思うのです。臨時職員のほうが多いですよ。そこを確認します。

(総務部参事兼職員課長)臨時職員さんについて、保育業務については大分大きな役割を担っているというふうには受けとめております。

(竹田)ということは、大きな役割を担っていただいているにもかかわ

らず、それにふさわしい処遇になっていないということで、これは私と立場を異にしますけれども、安倍首相も同じように同一労働、同一賃金だということで総務省のほうにもそういう問題提起されていると思うのです。だから、このまま物件費で扱われている臨時職員の交通費及び時給について抜本的に見直すお考えが持てるかどうか確認をします。

（総務部参事兼職員課長）現行臨時職員の中で通勤費が支給されておりますのは、保育士といったところであります。臨時職員の任用の要綱とらつきましては、保育所の保育士については保育課のほうで要綱を定め、教育委員会関係の学校関係の臨時職員については、また教育委員会で要綱を同じく定めて、その他一般事務等につきましては職員課のほうの臨時職員の要綱等で対応しております。その中で近隣の中でも鴻巣市の保育士と同様に、通勤手当の支給がある団体も散見されておりますので、本市としても支給について検討をしてみたいと。32年の4月1日から新たな会計年度任用職員の創設というのもありますので、それに向けての段階ではありますけれども、現行の中でも通勤手当の支給について検討をしてみたいと思います。

以上です。

（竹田）びっくりした事件が起きたのが山梨の市長さんが、職員の採用に当たっては手心を加えていたということがありますが、それは担当しているところではなぜこういうことが、起きたというのはもちろん市長が一番悪いわけですけれども、わかるのでしょうか。手心を加えていた、点数が足りなかったけれども、及第点にするようにということでやったということは、その命を受けた人たちの内部告発もあったのかなというふうに私は思うのですけれども、これは担当としてはどんな見解をお持ちなのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

（総務部参事兼職員課長）私もそのニュースはここ最近何度か目にしておりますが、本当にどのような事態でそういったことになったかというのは全く見当がつかないわけでありましてけれども、あってはならないことだというふうに考えております。

（竹田）続いて、職員の年休取得と時間外勤務の問題をお尋ねします。

時間外勤務と、それから年休の取得状況を見させていただくと、私も何回か議会の中で質問もしていますが、やはり残業時間の多いところは年休の取得も少ないということは、とりにくい環境にあるというふうに思いますし、あわせて時間外勤務の、いわゆる1人当たりの多いところとほとんどないところの差が余りにもあるのではないかなというふうにちょっと思うのです。それがずっと同じように続いているのが社会保障・税番号導入プロジェクトは昨年度47時間、それから情報システム課も、その前も多かったのですけれども、40.9時間、そして観光戦略課も多いということを見ると、27.2時間、そこは社会保障のところというただいた資料はわずかに年休が3.1日しかとれていないのです。情報システムも5.3日、観光戦略も3.3日。代休もとれているかというところの懸念があるのですが、これのところは実態を職員課としてはどうつかんでいるのかということと、代休がとれているのか、そしてこれは最後どの職員についてどう配置するかというのは任命権者が決めることなのですが、この時間外勤務の格差をどういうふうに埋めていこうとしているのかだけお伺いしておきます。

(総務部参事兼職員課長) 今、時間外勤務の実績と年次休暇ということでご質問がありましたけれども、今おっしゃるとおり、27と28を比べましてもシステム関係のところは減少傾向にあるものの、他課に比べて多いような状況にはあります。同じく年休を時間外勤務の多い箇所と見比べてみましても、そちらの時間外が多い部署についてはやはり平均を下回っているような状況にはあります。傾向としてはそういった状況もありますが、中には平均を上回っている部署もあるわけでありまして。こちらについては、市としても4月、年度スタート時の所属長とのヒアリングを経て、新しく体制となった課のスタート、また今後の方向性とか仕事の進め方等のヒアリングを行っておりますし、さらに部長ヒアリング等を実施し、年2度ほどですか、そういったヒアリングの中で業務のあり方とか内容等を含めてお話しは伺っております。

そういったところで26、27、28ですか、実績としてトータルの時間外勤務が減ってきたのかなと。職員についても実績を見ますと、26年度より

も下回っているような状況にありますので、また時間外を減少させる施策としては各市町村、国のほうでもゆう活ですとか、いろんな施策をしております。そういった先進市の事例を見ましても、鴻巣市でも同様な施策というのは実施しております、全庁一斉退庁デーというのを月1設けたり、あとは各週の水曜日のノー残業デー、こういったものも取り入れて進めている結果、徐々にではありますけれども、減少傾向にあるというふうに考えておりますので、さらにこのような施策を進めてまいりたいと。また、国のほうでも民間事業者ですか、の勤務時間について働き方改革等で進めておりますし、ちょっと公務員のほうはその後というようなことになっているようですので、全国の先進事例を今公務員については照会をしている段階ですけれども、そういったものも参考にしてみたいというふうに考えています。

(竹田)確かに国会では臨時国会に向けて働き方改革で100時間を上限とするという、過労死寸前の数字を出そうとされていますので、私はそれに追随しないでいただきたいし、私の持っている資料で見る限り、平成25年度は残業時間が7.2時間でした。8.2時間になって、平成28年度は9.1時間です。ですから、経年変化を見る限りはふえているというのが私は実感かなというふうに思いますので、そういう点からいうと全体に労働時間を短くして、人間らしくって変な言い方ですけれども、いわゆるリフレッシュするのも含めて、やはりそれなりに対応していただきたいというふうに思っています。

それと、あと職員の配置については順次所属長の意向というのは反映されるようになっているのでしょうか。実際にどうなのかなというのを伺いしておきます。

(総務部参事兼職員課長)反映されるというか、100%ということではないかとは思いますが、反映しております。

以上です。

(竹田)確かに最後は任命権者が決めることですから、十分にお応えいただけるのは難しいかなと思うのですが、それとあわせて異動に伴って仕事を覚えなければならない、一般職というのは非常にいろいろな多種

多様で、税をやってみたり、保育課のほうをやって、放課後児童クラブをやってみたりとか、いわゆる専門職とはまた違った分野の仕事を多面的に覚えなければいけないということがあると思うのですけれども、異動に伴う研修というのはどのようにやられているのでしょうか。ある方から聞いたら、1年目のときは当然新人ですから、そばについてどういうふうにするかというのでしっかりと研修もしてもらって教えてくださる方がいるのですけれども、2回目、3回目、4回目になってだんだん、だんだん年齢も重ねていくのだけれども、なかなか聞きにくいということもあるのでしょうかけれども、教えてくださる方が決まっていなくて。ある方は、教えてもらおうと思ったらそんなの自分で覚えてやりなさいというふうに上司に言われてがっかりしてしまって、それは当たり前だからといって自分に言い聞かせてやっているというふうになって、もっと丁寧に教えてもらえないのかしらと思いつつやっているとか、それから非常に仕事量がふえてお互いに聞き合える環境がなかなか少なくなってきたと、いわゆる自分のノルマをやらなければいけないわけだし、人に仕事を教えるということはその分時間との関係もありますから、そういう関係があるのではないかというふうに、ちょっと私のところに意見が出たものですから、異動に伴う研修、誰がどのように責任を持って行っているのかをお尋ねをしておきます。

（総務部参事兼職員課長）まず、異動に伴う引き継ぎ、研修というのですか、については異動前の職員と新たに異動してきた職員が直接行うということになります。その際には、口頭だけでなく、引き継ぎ書をつくってしているのが大半であろうというふうに考えております。そういった内容についても服務規程にも引き継ぎをしていただくということの規定がありますので、そのように対応していると思います。

（竹田）ということは、例えば4月1日の異動だったら、3月の25日ぐらいに異動の内示が出て、それぞれお互いに1週間以内に引き継ぎに行くでしょう。異動先でも引き継がなければならない。自分は次の後任者にも引き継がなければならないという二重の時間をかけた引き継ぎが行われるわけです。自分は、昇格したら昇格した分野も覚えなければいけ

ないし、かつ今までの現在の部署のものも教えなければならないというのは1週間でできているということによろしいのですね。

（総務部参事兼職員課長）行政サービスに支障を来さない範囲で引き継ぎができているものと考えております。ただ、前任者が1年ないしは2年やってきたものを1週間の中で全て引き継ぐということではなくて、やはりスケジュールの中で初めの1週間、1カ月と、ここでしなくてはならないことをきちっと引き継ぎしているというふうに考えております。

（竹田）ということは、2年間なり3年間積み重ねてきたものを1週間の間で覚え切るというのは、日々の新たな事情の中で対応しなければならないものが出てくると思うのです。そういうところに誰が責任を持ってその方に教えていくかといったら、やはり所属長だという解釈でいいのかどうかお尋ねをしたい。

（総務部参事兼職員課長）責任を持ってそういった指導をしていくというのは、各部署の所属長となります。ただ、実際に事務の内容を伝えたりということは前任者であったり、担当の主査の方になろうかというふうに考えます。

（竹田）わかりました。

続いて、56ページの市長への手紙とかメールのやりとりについては先ほどのほかに皆さんが質問をして、丁寧に担当課の職員が作成していただいて、市長の直筆のもとで送っていただいているというのはよくわかりましたが、市長への手紙以外の要望についてはどのようにお返しになるのでしょうか。例えば口頭でお願いすることってありますよね。そうすると、私も職員の皆さんにお願いする、それについてどのように処理をしていただいたかというのを返す仕組みができていいのかどうか、ちょっとお伺いします。

（秘書課長）大変難しいご質問でございますけれども、各部署でそれぞれさまざまな意見を受けると思うのですけれども、やはりその部署内とか、その中で適宜判断をして、これはきちんと返したほうがいいだろうとか、そういった判断はされているかと思えます。

以上でございます。

(竹田) 私は、されていないので、あえて質問をしたのですけれども、そういう指示というのは所属長の責任なのですね。例えば道路についてはちっとも直らなければ、私のほうからこの道路どうなりましたかとかというふうに議会の中で質問すれば、当然そのまま返していただけますけれども、例えばこの問題をお願いしたけれども、聞きに行かなければ返ってこないとか、私はこういう公人だからあれですけれども、お名前を伺いますということとちゃんと名前と電話番号を聞いてちゃんと返す職員もいるのです。だけれども、そのまま聞きに行かなければ返さないということもあるので、私はもちろん行政の仕事ってたくさんしていると思うのですけれども、私たちもそうなのですから、ちゃんと報告しないと何だといって、ハウレンソウと言われるくらいちゃんと返さないとやっぱり市民との関係では非常になってくるのですけれども、ましてや行政のプロの皆さんですから、そこら辺は所属長の判断だということなのでしょう。

(秘書課長) やはりそれは個々個別に判断されると思います。例えば所属長あるいは部長まで、さらにこれは副市長、市長まで報告とか、そういったところはそのケース、ケースで適宜判断されていると思います。以上です。

(竹田) ではなくて、相談して、問題の大きさによっては上司に行くのですけれども、問題を返すところ、返していく、伺ったご相談についてお話はこういうふうになりましたということ先方に返すのも所属長の役割だということではないのでしょうか。個々の判断なのでしょう。必ず返しなさいというご指導はされていないというふうに解釈しますが、それでよろしいのです。

(秘書課長) 委員さんがおっしゃっている個別の今の問題がどういう問題だかというのはあれなのですから、今仮に私がそういったご意見をいただいたときにまずお返事を返す、返さないとかという、そういう確認とかもすると思うのです。窓口でまずさせていただくと思うのです。それに基づいて、その内容をやはり上司に報告した後、通常であれば回

答が必要ということであれば回答を返すでしょうし、あと回答すべきかどうかというのを確認しないというか、申し出がなかった場合とかにつきましては、個々そこも回答すべきかどうかという判断も含めて、やはり内部で考えることだと思います。

以上です。

(竹田) 続いて、57ページの減債基金利子ですけれども、減債基金は平成28年度中は……

(57の声あり)

(竹田) そうそう。57ページに減債基金利子が2,122万、57ページない。

(59だよの声あり)

(竹田) そうか。ごめんなさい。59ページです。減債基金利子が2,122万9,097円で、前年度に比べて約700万円くらい減っているのですが、減債基金そのものはいろいろ平成28年度に動きがあって、現金から有価証券にして残金がふえているにも、有価証券にしたにもかかわらず利子が少なくなった理由というのは何でしょうか。

(会計課副参事) 減債基金の利子のほうが、平成27年度と比べて減っているというところについてなのですけれども、利子というのは預金利子、普通預金、定期預金、あと売却益というので、総合的に金額が決まります。その売却益が平成27年度については年間を通して売却がありました。主に1月から3月までの売却益というの、基本的には運用している減債基金と合併振興基金に振り分けます。1月から3月までの売却益が27年度はありましたが、28年度は売却がゼロでした。ですので、売却益を振り分けた際に28年度はゼロということになりますので、比較すると結果的にマイナスになってしまったという現状です。

以上です。

(竹田) 続いて、同じ59ページの公有財産ですが、保有財産の中で未利用地がいっぱいありまして、その中でも1,000平米の用地について、ちょっと私も資料請求をさせていただいたら、1,000平米では4カ所あるのです。1,000平米以上で活用可能な用地については今後どのように処分というか、活用される予定なのかをちょっとお尋ねしておきます。

(財政課長) 1,000平米以上の活用可能な用地ということで、八幡田の市営住宅跡地、登戸市営住宅の跡地、それと県央広域事務組合の北側にあります三角地、それと旧馬室公民館の跡地ということで4点ほど資料請求に基づき回答させていただいております。それぞれ行政財産ということで所管課が決まっておる施設になっておりますので、今後どのような活用方法があるかというのは適宜また検討されていくものというふうに考えております。

(竹田) 続いて、67ページの、先ほどから高崎沿線の問題で、高崎線というのはドル箱路線と言われるのだそうです。なぜかという、競合する路線がない、それしか乗れないからどうしても乗る。おくれようと何だろうと乗らざるを得ないというふうなことで言われて、それとあわせて試し路線とも言われているのだそうです。なぜかという、朝始発から、今6時半まで駅は無人化されていますよね。上尾までは無人化されていて、券売機も制限がされている。ですので、朝の6時前後は券売機に並ぶ人がいるのです。それと、北鴻巣駅は業務委託されました。ことしの夏から吹上駅も業務委託されている。その結果どうなったかという、無人化されて、車椅子で出かける方は前日までにご連絡くださいという案内が出ているのです。では、車椅子の人、当日朝行こうと思ったらどうするのですかと私、鴻巣駅に聞いたのです。そしたら、おくらせて出かけてくださいというふうにお答えになりました。

先ほどの中では、安全、サービス向上に努めるということで対応するようになっているというふうに言いましたけれども、今いわゆる障がい者もそういうところでは差別解消法が施行されているにもかかわらず、事前に連絡しなさいというのは、私は本来あるべき姿ではない、公共交通としてのあるべき姿ではないというふうに思いますが、この辺ではどんなふうにJRとお話しになっているか、皆さんのせいではないので、JRの運営方針なのですけれども、お話しになっているのかをちょっと教えていただきたいなど。

(企画部参事兼総合政策課長) 今のご質問の件ですけれども、私どもも輸送力向上の協議会を通じまして、その部分についてはJRに申し出て

おります。委員からお話のあったとおり、障がいのある方、車椅子の方は事前に連絡してということになっております。また、ただJRの回答からしますと、おくらせて来てくれということではなくて、インターホン利用で少しお待ちいただくけれども、職員がそこに伺いますという、防犯カメラを使って職員がそこに出向くという回答をいただいております。

(竹田) もちろんそれは皆さんのせいではないのです。よくわかります。だけれども、差別解消法があるわけで、誰もがインターホンを通じてではなくて、行ったらスムーズに通るようにするということと、インターホンは上尾駅に通じるのだそうです。ご存じでしたか。上尾駅に通じて、業務委託の人が来るということなのだそうです。ですので、そういうことを考えると北鴻巣駅、吹上駅が業務委託されていることそのものがやっぱりサービスという点では低下につながっているというのが市民の皆さんからの私どもへの要望なのです。

ですので、その点は強く言っていただきたいし、皆さんが言えるかどうかわかりませんが、JR東日本は1兆円の内部留保があるのだそうです。ですので、それを活用してホームに駅員さんを配置してくださいとかということも含めて、さっき地元の要望は何をしていますかというご質問がありましたよね。ですので、鴻巣独特の要望としては業務委託をやめるとかということも含めて、あと蕨駅にホームドアがつくようになった要因は、視覚障がい者の方が転落して事故に遭ったと、死亡事故になってしまって、この沿線では蕨駅からつくようになりますけれども、人が亡くならないとホームドアがつかないということでは困るし、私も議会で質問させていただいたときに、ホームの強度が足りないというふうなことでしたけれども、軽易な部分も含めてぜひこれはお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。課長さん。

(企画部参事兼総合政策課長) 来年度も引き続き要望してまいりたいと思います。

(竹田) 続いて、同じ67ページの中に公共施設マネジメント事業で、公共施設等総合管理計画の策定事業の委託をしたのですが、どこに委託を

されているのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) ジャパンシステム株式会社でございます。

(竹田) 実は、私ども公共施設等総合管理計画というので上尾、桶川、北本、鴻巣、伊奈の学習会をやったのです。そしたら、上尾はさいたま市の例を倣ってやったそうですが、あとほかみんな同じ。ただ違うのは面積要件で減らす割合が違うと。鴻巣は、先ほど18.6%というふうにおっしゃっていましたが、北本は違う数字とかとあって、そういう視点の中だから同じ業者にお願いしたりとか、国の指導がそうですよね。面積要件で公共施設等総合管理計画も含めてやりなさいよという国の指導ですよね、そういう点からいうと。それは間違いないですね。

(企画部参事兼総合政策課長) 国の指導というよりも、このままでいったらどこの市町村も財政破綻しますよと。将来を見据えた中では平準化するということを見据えて公共施設を適正に、人口も減少しますから、公共施設のあり方、複合化を含めて検討しなさいよというところでの、国の指導というよりもそういうお話というか、連絡があったということで、全国の自治体がこの計画をつくっているものと思われま。

(竹田) わかりました。そうした中で総合管理計画をつくっておくと、建物を解体するときも補助事業対象になるという、地方債でできるということも含めた、だから逆に言えばあめとむちとの関係かなというふうにするのですけれども、そういう点からいうと先ほど公共施設等管理計画の中で一番大事なのは地域住民の協働、コミュニティーをどう作成していくかというところがほとんどなくて、こういう状況ですということでの実態と今後検討していきますという中身なのですけれども、そういう点からいうと担当課としたら地域コミュニティー、地域づくり、少子高齢化の中でどういうまちづくりをしていこうという視点を盛り込んだ計画にしていくお考えが持てるかどうかだけちょっとお聞きしておきます。

(企画部参事兼総合政策課長) 公共施設管理計画の中で申し上げますと、先ほど委員から言いわけが入っているという話もありましたけれども、言いわけの部分として必ずしもこの計画で用途廃止するとか、そういう

ことではなくて、客観的に見た基準で、評価で判断したものですから。ただ、それを黙ってそのままにしておくわけではなくて、庁内でそのあり方をもう一度検討した上で、本当に必要かどうか、市民の利用度だとか活用度を含めて判断するわけですが、その段階では当然に使われている市民の皆さん、その方たちの意見ももちろん聞きながら、説明しながら最終的な結論に入っていくものと考えています。

（竹田）ということは、そこに住んでいる人とかそこを利用している人たちの意見を聞きながらというふうにおっしゃいましたよね。いつどのような機会を通じてやるのか。パブコメで終わりということではないですよ。

（企画部参事兼総合政策課長）聞きながらというよりも、ある程度の方針が市としては出た場合、例えば施設で使っている方がいらしたら、その方たちの、利用している方たちに説明をする、行政側から説明するということが必要かと思っています。意見を聞くという、もちろん説明すれば意見も聞くわけですけれども、例えば第2体育館などについては当然利用者団体、あと個人の方、全てに対して説明会を開催しておりますし、そういうところで丁寧に説明してご理解をいただいたものだと思います。

（竹田）最後ちょっともう一度、申しわけない、確認をさせていただきたいのですが、説明するということは当然意見も聞くということですから、説明をするということと、それから先ほど第2体育館については審議会も開いたというふうにおっしゃいませんでしたか。

（説明会の声あり）

（竹田）説明会を開いたということですから、ちょっと表現が悪いかもしれないのですが、説明のついでに意見を聞く、意見を聞いて、それを集約してどうするかを検討するというプロセスではないのですか。どっち。ちょっとプロセスについて。

（企画部参事兼総合政策課長）先ほど一つの例での話ですので、例えばそこを使っていらっしゃる方が引き続き使いたいという場合、例えば代替施設がありますとか、そういう部分で継続して利用可能かどうか、そ



委員会の中で、この公共施設管理計画のもとに議論をさせていただきますので、両方がかみ合った中で市の意思決定をしていくと、そんな流れになるかと思っています。それが5年ごとに、10年ごとに見直す中で一つ一つ施設を検討していくと、そんな流れでこれからやらせていただきたい。特に今現在では、まずは最初に用途廃止というような形で位置づけられた施設を優先的にまずは議論をしていこうではないかということで、今まさしく議論をさせていただいている最中でございます。

(竹田) わかりました。

71ページの集会所の改修です。ちょっと確認をしていただきたいのですが、集会所も自前の集会所を持っているところもあれば、市の所有のものを各自治会でお借りしている集会所もあります。そのお借りしている集会所が老朽化してきていると、修繕が必要になった場合はそれに関する規定というのはあるのでしょうか。

(自治文化課長) 集会所の修繕等につきましては規定がございます。鴻巣市集会施設等整備事業実施要綱、あるいは集会施設等整備事業補助金交付要綱、こちらに基づいて整備を行う形になります。

以上でございます。

(竹田) ということは、市の集会所だけれども、市が所有しているものだけれども、補助金で出すよという解釈でいいのですか。市の所有物なのに補助金として出すという要綱でいいのですか。

(自治文化課長) 集会所、大きく分けますと4つに分類ができるかと思えます。まず、自治会が建築主となり、自治会が使用しているという場合、それから市が建築主となり、自治会に使用貸借をしていると。それから、開発業者が建築主となり、市へ寄附採納され、自治会に使用貸借しているもの、それから開発業者が建築主となり、管理組合と自治会が利用及び管理を共有しているもの、この4つに分類、大きくするとできると思えます。今ご質問の部分につきまして、市が建築主の場合と開発業者が建築主となって市へ寄附採納された場合とでは、基本的には補助金の該当になるという、これを活用させていただいて修繕をしていただくという形で考えております。

以上でございます。

（竹田）それは、自治文化課がつくっている、いわゆる補助金の交付要綱ですよ。そういうことって、いわゆる市の所有物、行政財産ですよ。行政財産に市が交付要綱で補助金を出すということは、行政手続上何ら問題がないという要綱だということではないのですか。

（自治文化課長）基本的に市が所有、市が建てたもの、あるいは開発業者が建築主で建てたもので寄附採納になったもの、いずれにいたしましても自治会集会所として自治会が占有して使用しております。占有利用しているという形になっておりますので、その占有利用する上での損耗であるとか、そういった部分についてが不特定多数の方が使っているわけではございませんので、自治会のほうで補助金を活用していただいて修繕をしていっていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

（竹田）わかりました。では、それは行政財産に市が補助金を出して修繕をするということの理解ですよ。だから、それは弁護士さんとも相談してオーケーというふうになっているということでしょうか。

（自治文化課長）自治会集会所は行政財産ではなく普通財産という形になっておりますので、行政財産ですと目的のみですけれども、普通財産ですので、その点はクリアできていると考えております。

以上でございます。

（竹田）73ページの指定管理料の中に再開発ビルの管理費が含まれていますよね。市民活動センターもそうですし、映画館の中にも映画館管理ビル、指定管理料ではない、映画館の運営費の中に。これは、再開発ビル負担金という形で出していますが、この負担金を出す根拠を。出すというのは、もちろん使っているから出すのですけれども、詳細に、例えば面積であるとか、そういうことも含め。

（自治文化課長）あちらのビルにつきましては、エルミこうのすアネックス管理会というところで管理をしております、基本的には全体共用部分と部分共用部分のビルのメンテナンス、そういったものも含めた日々の運用管理を行っているところであります、一番簡単に、雑駁に

申し上げますと面積割合での負担になっております。その数字等もあれですか。

(いいです、いいですの声あり)

(自治文化課長) 以上でございます。

(竹田) あと、映画館の指定管理料が前年度は3,000万だったのですが、平成28年度は2,570万になっていて、その部分が指定管理料としてやっていますが、なぜこのような会計処理をするのか。というのはエルミこうのすの決算資料を出してくださいということで資料請求して、出てきた利益の半分をそれぞれ分けるとというのが取り決めでなっているのですが、そういう取り決めをしているのだったら最初から資料は資料請求しなくても当然出てくるもの、あるいは資料請求をして出るものだったら、資料請求をしないで出るのが当たり前。もしそういう行為を求めるようだったら、ちゃんと指定管理料は指定管理料として金額を載せる、雑収入として利益分の半分を載せるというのが会計処理上私は必要ではないかというふうに考えますので、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

(自治文化課副参事) 映画館の指定管理料ですけれども、導入当時に25年から29年度まで、それぞれ5,000万、4,000万、3,000万、2,500万、2,500万ということで指定管理料を決めてスタートしておりますので、あえてここで下げているわけではございません。以上です。

(竹田) あと73ページの市民センターとふれあいセンターと、それから本町コミセンでは指定管理にしたりとか、それからあと直接やったりと、直営で臨時職員をやっています。その分け方の根拠といたしますか、区分けについてお尋ねをします。

(自治文化課副参事) 本町コミュニティセンター、それからふれあいセンターにつきまして指定管理を導入する際に、当然市民センターの指定管理についても検討はしたのです。ただ、市民センターにつきましては市民課の業務が一部入っておりますので、この点でクリアできない問題が若干ありまして、本町コミュニティセンターとふれあいセンター、この

両 2 館 でスタートするという こと で決定して おります。

以上です。

（竹田）あと、ごめんね、2 点です。先ほど坂本委員が道の駅の整備事業についてお尋ねをして、基本設計が来年度に出てくると、そこまではお話を伺ったのですけれども、先ほど農家の人のいわゆる農産物の確保の問題は大きな問題だと、運営のあり方について基本計画ができてからやっていくというふうにおっしゃって、問題意識は私も坂本委員と同じだなと思ったのですけれども、この間農業委員の定数の改正の問題とか農地利用の問題でやったときに、担い手の問題を私本会議で質問したときに、それは一番難しい問題ですというふうにおっしゃっているわけです、農政課の人たちは。

そういう点からいうと、大きなプロジェクトであるというふうにおっしゃって、大きなプロジェクトを進めていくのに、基本設計ができてから、ではどうするのだと運営の仕方について検討していたら私は遅いのではないかと。今川里の花久の里にも地元の方が農産物を持ってきてくださっていますけれども、午後行くともうほとんど農産物は販売するものがない。手に入れようと思っても。だから、そういうくらいの規模からいうと、大型プロジェクトというものとさっき言った提供するものとの関係では、私はまだまだちょっと、どうするのだろうというのでちょっと疑問に思うものですから、確証たる、こういうふうにするのですと、だからうまくいくのですというもののお答えをいただきたいと思います。

（地域活性化特命チーム課長）基本計画、計画のほうがことしと来年でつくられます。それで、私先ほどお話ししたのは基本計画で、道の駅のハードもの、箱物、そういったものの外観が出てきます。それに伴いまして、それができた暁には管理運営計画、これが委員おっしゃるとおり道の駅を運営していく、例えば直売所であれば今おっしゃられているとおりどういう農産物、鴻巣産の農産物が常に提供されて、おっしゃるとおり全然すぐ物がなくなって買い物に行けないのではないかとということになりますと、当然その道の駅はだんだんお客が来なくなりますし、そういう点は管理運営計画の中で農家の皆さん、また先ほどもお話しし

たけれども、商工なり観光、そういった皆さんに集まっていただいて、知恵を絞った中で意見等いただいて計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）わかりました。思いはよくわかります。だけれども、今農業就労人口が減っているわけだから、実際に目の前に農家の人たちがふえない限り、しかもほかから持ってきたら結局意味がないわけで、やっぱりそういう点からいうと私はもう今の段階から商工や農家の人と話しておくというか、もう遅い、幾ら早くても構わないわけだから、そういう点でやっていかないと、道の駅構想も全国的にはうまくいっているところと、こういう格差が生まれているのだそうです。だから、そういうこともよく踏まえていく必要があるのではないかというふうにちょっと思うものですから、ごめんなさい、しつこく、思いはよくわかるのですけれども、ちょっと聞かせていただきます。ちょっと再度。

（地域活性化特命チーム参与）まさにおっしゃるとおりなのですけれども、今やはり先ほど申しましたとおり県とか国とか巻き込みますので、それに伴いまして農家を所管する産業振興課等と今連携して、基本計画やりながら今後農家の方をどうやって巻き込んでいくかということも十分話した上で動いていきたいというふうに考えております。

（竹田）最後、243 ページ、自主防災組織についてです。資料請求しましたら、自主防災組織が年々組織化されているというのはわかりました。だけれども、残念ながら吹上のように昔からずっと歴史のあるところで防災組織が 100% でき上がっているところがあれば、まだまだという途上のところもあるのですが、これをいつまでにどのようにしていこうという計画があるのかどうか、ちょっとお示しいただきたい。

（危機管理課長）こちら自主防災組織につきましては、市が呼びかけて強制的につくるものではございません。各自治会単位で自主的につくっていただくように出前講座、また自治会の集まり、そちらのときに呼びかけておりますので、いつまでに 100% にしたいとか、それにつきましては自主的につくっていただくものですので、呼びかけてなるべく早い

時期につくっていただくようにうちのほうも努力していく状況でございます。

(竹田)わかりました。平成 26 年度は 1 つだった。27 年が 3 つできて、平成 28 年度は 5 つできているというところは、やっぱり出かけていってお話をしてやっている成果というのはあると思うのですけれども、では平成 29 年度は見通しとおおよそどのくらい、約 6 割とか 7 割とかというふうになるのか、ちょっと見通しだけお答えいただきたいと思います。

(危機管理課長) 29 年度まだ途中でございますけれども、前年度並みの数字で上がってきております。まだこれから半年ございますので、28 年度よりも伸びはよくなるものではないかなと思っております。

(中野) 時間が迫ってきて、ダブる部分もあるのですが、3 点、4 点やっていきたいと思います。

最初に、きょう聞かれた人件費関係の中で特に目立つのは、27 年度との比較において目立つのが、職員手当の中で時間外勤務手当がマイナス 3,088 万 3,890 円ということであります。これは、私毎年聞いているのですが、その年によって時間外の上下があるのですが、大体選挙のあった年というのは、やはり時間外がふえていくというような傾向にあるのです。例えば 27 年度では、我々のたしか市議会議員選挙が 4 月に行われているので、ところが 28 年度は 7 月 10 日に参議院選挙が実際行われたと。この参議院選挙に係る時間外手当が 1,306 万 7,312 円とこの決算書に書いてあります。そうしますと、お聞きしたいのは 28 年度は時間外でいうと 1 億 2,839 万 5,000 円だというふうに出ています。これから参議院選挙の 1,300 万円を差し引いた金額ということになると、1 億 1,532 万 8,000 円になるのですが、そういうふうにとめて私はいるのですが、その受けとめ方でいいかどうか伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長) お配りしましたこの人件費決算資料のほうにつきましては、職員課で予算化をしております給料、職員手当等になりますので、選挙ですとか統計といった分につきましては別計となります。含まれておりません。

(中野) 言われていることはわからないのですが、少なくとも選挙につ

いては選管理委員会を中心にして、なおかつあちこちの職場から応援、投開票等において。そのことがなぜこの一般職の、データ上一般職の時間外に入っていないのか。これまで質問すると、今回選挙があったので時間外がふえていますという答弁が職員課からあったのです。そうなると、今回だけ取り除いているのかどうか。今までと同じようにやっているのかどうか。今までと同じようにやっているのだったら、時間外は選挙があるからふえたのですという言い分は成り立たなくなってくるわけだ。その辺がどのようにになっているのか。今答弁聞いてびっくりしたのですけれども、なぜそれが一般職から出てこないのだ。例えばそれは教育委員会関係だとか、要するに一般職管理以外のところだったら、それは言われていることはわかります。しかし、応援はみんなこれほとんどが一般の市部局のほうからみんな行っているのです。

(総務部参事兼職員課長) 選挙があれば、参加する職員の所属部署ごとの影響というのはもちろんあるかと思えます。その分の時間外というのはないときに比べればふえる要素とはなります。ただ、その選挙自体の応援にかかわる時間外勤務手当については、この人件費決算資料には含まれておりません。

以上です。

(中野) となると、少なくともこの数字そのものは職員手当関係で時間外、あるいは通勤手当を含めて、鴻巣市の例えば少なくとも市部局の全体の状況を写し出している数字ではないのです。そういう今選挙が入っていないということになると。では、ないと何が入っていて何を取り除いているのだということになるから、やはりこれから出すデータ、やっぱり私は少なくとも市部局、教育委員会は別として、市部局のものについては一般会計の中で一般職の時間外にはきちんと入れるべきだと思うのです。そうしないと、実際統計上減ったかふえたかという点でいうと、実態のない中でふえた、減ったと言っても話にならないと思うのですが。では、これ今言ったように3,000万ほど減っているけど、じゃこの減っている要因は何だと聞いたらどういう答えですか。

(総務部参事兼職員課長) この27と28の比較の時間外の減というのは、

やはり 27 年度にありました基幹系システム、こちらの導入によるもの、それと社会保障・税番号制度、こちらの事務というのがかなりのウェートを占めておりまして、その両事務等にかかわる分が 28 年度についてはかなり減ってきたといったところが、それがこの 3,000 万の中で何割というところまで申し上げられませんが、ウェートとしては高いというふうに考えています。全体の人件費と言われるものにつきましては、こちらの普通会計決算状況調べ、こちらに人件費の中には職員課で所管する市長部局、教育部局全部の職員に関する人件費に加えて、災害ですとか統計ですとか選挙にかかわる時間外勤務手当を含めたものがこちらの決算カードの人件費というものです。

以上です。

(中野) 言われていることはわかります。決算カードで人件費というふうに出ています。しかし、これは少なくともこの人件費という中に当然時間外含まれているのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 入っております。

(中野) そうすると、ここに今言った 57 億 4,200 万円です、これ見ると。だけれども、これは人件費だけれども、少なくともこれとの比較でいうのだったら、この中に少なくとも時間外なんていう内訳出していないではないですか。どうやって見るの、時間外って。人件費 57 億 4,200 万の中に時間外入っていると。しかし、時間外幾らだというのがわかりますか。我々にはわからないでしょう。だから、言いたいことは全体の 57 億 4,200 万が総人件費であるなら、その中でこれに対比した形で、各手当とかそういうのはどうなっているのだというのを出してもらわないと、これだけ抜き出した、これとの違いがあるということではやっぱり見づらいのです。だから、その辺はきちっとデータとして一括したもので出してもらったほうが見やすい。また、それもその後が年次統計を我々見るときに、実際どういう動きになっているのかというふうになってくるものですから、そのようにしていただきたいのですが、その辺についていかがでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) こちらとしましてもわかりやすい資料の作成

に努めてまいりたいとは考えております。また、どのような内容がいかにつきましては、今後協議をさせていただければと思います。

(中野) 次に移ります。

65 ページ、これは昨年まではふるさと納税の始まった年度から、年度ごとにずっと資料を政策総務常任委員会で請求して出していただきました。その資料は今でも私持っているからいいのですが、聞きたいのは、まずこのふるさと納税促進事業で 1,059 万 8,414 円、トータルで言います。ところが、先ほど、昨日の歳入で見ますと 2,211 万 9,000 円ということであり、歳入部分です。すると、その差し引き部分が実際、益と言うとちょっと語弊がありますが、プラスになっているというように理解ができるわけですが、それともう一つ、逆に鴻巣市から他市へ流れた金額、これは当然あるわけですから、そういう今言いました、入ってきたものと景品とか記念品等で出たもの、それからもう一つは本市から他市へ流れた、この 3 つを見て本制度における本市の実態がどうなっているのだということになりますので、この辺についてまず 1 点目は歳入から、2,211 万 9,000 円から 1,059 万 8,414 円を引いたものが純然たるプラス部分。加えて今度は出ていった部分。ここ隠れていますので、出ていった分が幾らなのかということについてお聞きしたいのですが。

(企画部参事兼総合政策課長) ご質問の本市としてこのふるさと納税でどのくらいの差し引きがあるかということかと思われ、歳入の部分とふるさと納税記念品で出した金額が当然ありまして、その部分の差し引きでまずプラスが幾らですというのが出ます。実際に市民が他市に寄附している金額が概算で約 6,467 万ほどございます。実際ここ市民税減少に係る普通交付税措置ということで、それに対して 75%見まして、そうすると純然たる、市民が市外に出した影響というのは 1,616 万 7,000 円ほどあります。そうしますと、鴻巣市が実際ふるさと納税で記念品を出したとしても利益があった部分が大体 1,195 万ありますので、差し引き 421 万 7,000 円マイナスという形に……

(何事か声あり)

(企画部参事兼総合政策課長) 421 万 7,000 円です。

以上です。

(中野) わかりました。このふるさと納税によって今総合政策課長が言うには、実質的にはマイナス 421 万 7,000 円ということになりました。国が 75% 見てくれた上でということですが、今後このふるさと納税について、言葉は悪いですが、自治体によるぶんどり合戦というか、記念品をいよいよ総務省がたまりかねて 3 割程度にしろというようなことが出ましたけれども、これまで本市における記念品というのは大体寄附された金額の 3 割程度ぐらだった、あるいは 5 割程度ぐらだったのか、これはどうなのですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 本年度になりまして、総務省から県を通じまして 3 割という、3 割という考え方は当然に返礼品の 1 品 1 品が 3 割であればトータル 3 割なわけですけれども、人気のある商品、人気のない商品、ばらつきもありますし、全部の、トータルの寄附いただいた金額と記念品出した金額の割合で 3 割ということになっております。もちろん国からの指導がありますので、3 割を目指しております。あとは、高額商品も言われていますので、その辺も今後検討して、秋ごろに検討するというところで、去年。おおむね 3 割少し超えると記憶しております。

(中野) では、このふるさと納税については本決算の中での実態がわかりましたので、これで終わります。

最後になりますが、ページ数の 73 ページです。幾つかお聞きしたい点があるのですが、映画館管理運営事業、自治文化課の問題であります。これについては、実際 5,548 万 9,284 円のうち、再開発ビル管理運営費負担金 2,678 万であります。下の市民活動センターについても 1,207 万 2,000 円、これは面積比という先ほど答弁があったのですが、1 つは指定管理料、ティ・ジョイの指定管理料については理解できるのですが、実際市民活動センターは鴻巣市が使っているのですから、当然あれなのですけれども、このティ・ジョイに映画館の分、これを再開発ビルの管理運営負担金を市が持つということについて、むしろティ・ジョイが持つべきことではなかろうかと私は思うのですが、市が持つということについて、これについては当初のティ・ジョイとの、来ていただくに際して

の契約上そうした契約をしたのかどうか伺っておきます。本来なら使っている側が負担すべきもの、性格なものだと私は思うのです。そういう面積使っているわけですから、しかし市が負担しているわけですから。

(自治文化課副参事) 関連した、以前駐車場でその負担金につきまして指定管理料の中に含めていたのですけれども、監査のほうから指摘がありまして、金額が動くものについては適正ではないということで、負担金を市が直接支払うというふうに変えておりまして、その辺も情報がありましたので、当初から負担金につきましては市があくまで負担、所有している市が負担するという形で実施しております。

以上です。

(中野) それともう一つ、この指定管理料についてですが、先ほど確かに当初1億7,000万だったかという中で、年割で減っていくというあれなのですが、これは表現の仕方としてこういう表現の仕方はいいのかどうか。つまりこれ本来この指定管理料は実はこの資料私入手したのですが、指定管理料として今回管理受託収入、これがそうでしょう。2,571万5,000円になっているのです。ところが、ここは21万7,000円が入っていない。なぜかという、利益を出た、折半で分ける。その折半で分けた部分を差し引いたものが指定管理料出てしまっているのです。これは、私は経理上好ましくないと思っている。指定管理料は指定管理料できちっと2,571万5,000円を出して、そしてその2分の1というものについては雑入か何かできちっと上げるとというのが経理上で正しいやり方だと私は思っているのです。それを相殺した形で経理処理をしてしまうということについてどう考えるのかについて伺っておきたいと思います。

(自治文化課副参事) こちらにつきまして、映画館の立ち上げの際に当然委員さんをご指摘のとおり部分もありますので、論議してまいりました。その中で、おっしゃるように雑入に入れて基金を創設するのですとか、そういった議論もされてきたのですけれども、できれば当年度の戻入で対応していく方法があるのではないかとこのところ、その確認をしたところ、図書館が既に実施しておりまして、そういうところがありまして、映画館のほうに最終的に今回戻入という形で対応したところで

ございます。

(中野) そうすると、少なくともこういう鴻巣市映画館の損益計算書、これとの数字が合わないのです。今言ったようにそれやってしまうと。そうすると、これを見たときにこれは一体何だと。我々は最初から出てきた利益を折半で分けるというのを聞いているから、当然それはそれで差し引いた金額確かに合うのです。そういうことを知らない人が見たときにわかりづらい経理処理、これは経理処理上よくないと私は申し上げているのです。その辺はきちんと改めるべきではないかということを上げている。

(自治文化課副参事) 委員さんおっしゃるように、結局年度協定書に書かれているところもありますので、その辺をその表に、2分の1というその部分を追加して書くようにして、それを見てわかるように今後修正していきたいというふうに考えます。

以上です。

(中野) それから、もう一つ、これは間違っていたら失礼なのだけれども、かなり黒塗りの部分があるのです。これは、黒塗りの中は出してはうまくないということの方が出ているのだと思うのだけれども、これこうやって28年度、27年度、それから26年度はないのですけれども、聞くところによると大体毎年400万弱の利益を出しているのです、毎年。そうすると、黒いところなんかわかりませんが、例えばこの数字のわからないところから差し引くと、大体コンセ収入が幾ら、物販収入が幾ら、想像はつくのだけれども、想像でしか物を言えない。余りにも、我々が見てもわかりづらい内容になっていて、なおかつ毎年400万弱の利益を計上しているということになると、何かそこに数字上いじっている部分があるのではないかというふうに見たくなってくるわけです。

だって、入ってくるお客さんだってその年、その年によって本来違うのです。それから、映画の入場料収入に対して今度は映画の配信、これなんかこんなにお金がかかるのかと思うぐらい、映画興行事業支出費なんていうのがすごくかかっているのです。こういうのを見たとき、金額的にわからないのと、それから臨時、これ行って調べてきました。そう

したら、多くがアルバイトなのです。知っているのでしょうか。アルバイトなのです。これ見て初めて知ったのだけれども、正規の職員が 28 年度で 5 人、27 年度では 6 人という若干違っているのだけれども、私が最近申し上げたのは、毎年何で 400 万弱、三百九十何万の利益を出しているというのは何かそこにあるのではないかと思っているのですが、その辺はどうお考えですか。

(自治文化課副参事) 利益のほうにつきまして調整しているということは基本にございませぬ。指定管理料でどうしても 5,000 万、4,000 万、3,000 万、2,500 万ということでもうそこで差が出ておりますので、当然同額でやってもそれプラスしますと単純に 800 万とか、そういった数字に切りかわっていくわけでした、当然指定管理料の差額分も見ていただければ、その収益の増減が計算できるのかなというふうには思うのですけれども。

(中野) そうすると、確かに 5,000 万のときから、今が 2,500 万だったっけ。そうすると、逆に言うと 2,500 万、400 万プラスで 2,900 万だというふうに、答弁としてはそう受け取ってくださいという答弁かと思うのです。その辺からするとたしか 26 年度は資料入手していないのですけれども、そういう見方を含めてもう一度私はこれについて見えないところも何とか聞きながらも 1 つは、これ一言で言えば経営分析になると思いますが、した上で再度またこの場で来年度も質問します。いずれにしても今の答弁でいえば指定管理料が減っているのだから、その分利益として当然同じだったにしてもふえているのだという答弁あったので、そのことをちょっと記憶にとどめて、あとはもう少しこれについて分析をしてみたいと思います。

以上です。終わります。

(永沼) 私からは 2 つばかり、細かいところなのですが、職員人件費の中に特殊勤務手当というものがあります。それについて、ちょっとご説明していただきたいのですが、例えば 79 ページの職員人件費の特殊勤務手当、143 ページの特殊勤務手当、それから 221 ページにある職員人件費の特殊勤務手当、これ全然少ないのですが、次に 227 ページ、私の見

た範囲ではこのくらいかなと思うのですが、この特殊勤務手当についてのどのような手当なのかご説明していただいて、どのような基準の単価を設けているのか、また今後上げる、下げる、または取りやめるなどと、そういう検討があるのかどうか、見直しは考えているのか、その辺を伺います。

（総務部参事兼職員課長）ご質問の特殊勤務手当につきましては、鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例というのがございまして、その中で種類と金額、それと日額、月額等の基準が定められております。先ほど決算書のページの数科目ご指摘があったところなのですが、全体の種類ということで答えさせていただきますと、防疫作業に関する手当ということで、こちらが1日500円、行旅病死人取り扱い手当、こちらが1件1,000円、死亡の場合が3,000円、それと清掃業務ということでこちらが1日550円、犬猫等の死体処理が1件200円、土木、下水道処理業務手当ということで、土木工事及び測量業務が1日300円、それと下水道管等の検査が400円、福祉に関する手当として社会福祉業務手当が月額3,000円、障害福祉業務手当が月額3,000円、保育業務手当が月額2,000円、災害出動手当が1日2,000円、用地交渉手当が1日500円ということで、月額のものの実績に応じたものがございます。

こちらの特殊勤務手当につきましては、給料ですとかほかの職員手当等々のように国のほうから公務員の給与実態調査などで適正化を求められている中の一つにも入っておりますので、こちら、特にこの月額単位で決められているものについて、実績に応じた方向にしたほうがよろしいだろうといった意見もありますので、こちらについては引き続き検討はしているところでございます。

以上です。

（永沼）そうすると、検討を今しているところもあるということでございますね。

（総務部参事兼職員課長）はい、そのとおりでございます。

（永沼）それは、上がるほうのことでございますか。

（総務部参事兼職員課長）まだ金額的にはっきり上がる、下がるという

ところまで決定はしておりません。

以上です。

（永沼）次に、243 ページの自主防災組織等支援事業の関係なのですが、けれども、ちょっとお尋ねしておきたいのですが、この中の自主防災組織活動の補助金、年額2万円の対象の組織数というのは幾つあるのか。また、もう既に10年を超して補助金をもういただいていない自主防災組織は幾つあるのか、教えていただきたいなというふうに思います。

（危機管理課長）自主防災組織の関係についてのご質問ですが、こちらのほうの2万円の補助金というのが設立されてから10年間お渡ししている補助金になっております。28年度の実績でいきますと、全部で63団体配付しておりまして、合計66団体交付したのですがけれども、3団体お返しいただいたところがあると、使わなかったのということで、年度末に戻入したところがありますので、差し引き63団体交付しております。現在ある組織数の中でもう配付が終わったところということなのですが、10年間経過したところということになるのですが、基本的には吹上地域の30団体、こちらは既にお渡ししているということで引き継ぎを受けておりますので、交付は終わっているものと。そのほか合併後できたところにつきましても、ちょっと数のほう今把握してなくて申しわけないのですがけれども、1つか2つぐらいもう終了しているところがあるかと思えます。

（永沼）10年を超えて既にもう補助金いただけないというところを、また再度補助金を出すという、そういった考え方は今後あるのかなのか、ちょっと検討をお願いしたいなと考えます。

（危機管理課長）現在そのような要望もあることは確かなのですがけれども、現在組織率のほうはまだ60%に満たない状況で、今年度中に60%を若干超えるかなと思うのですがけれども、やはり県の平均85%程度ですので、そこの前後まではやはりまずは組織化を図ることを目的としておりますので、現在のところは10年経過後の補助金は考えておりません。

（永沼）10年を超えてしまうと、補助金がないがゆえに自主防災活動がちょっと手薄になるというか、その予算がないことでちょっと難しくな

るという意見もあります。そういった意味でも検討してもらいたいなどというふうに思います。

(危機管理課長) 現在の状況は先ほど申し上げたとおりなのですが、今後検討課題とさせていただきたいとします。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 全面的には本会議場でやりますが、付託された部分の主なところを申し上げます。

1つは、財政調整基金も含めて平成28年度末の基金残高は約93億円になるということでは、基金の残高の問題です。それから、臨時職員が528人ということ、物件費として3億円分支出されています。職員700人体制という中で臨時職員に頼っているところが問題です。3点目が再開発ビル管理者負担金です。

以上を指摘して反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

政策総務常任委員会の視察研修について、日程は平成29年10月2日月曜日から10月4日水曜の3日間、視察先、視察項目については吹田市が「シティプロモーションビジョンの取組について」、広島市「公共施設等総合管理計画について」、尾道市「結婚新生活支援事業について」とし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後4時18分)